

兵庫県における家庭児童の 生活環境実態調査（続）

雀 部 猛 利

目 次

- I はしがき
- II 調査計画の概要
- III 調査結果の概要
 - A. 児童のいる世帯の状況
 - B. 屋間養育の状況………（以上前号掲載）
 - C. 世帯生計費の状況………（以下本号掲載）
 - D. 母親の状況（保護者の状況）
 - E. 家庭児童の状況
 - F. その他（児童養育上の希望意見）………（以下次号掲載）
- IV むすび

III 調査結果の概要

C. 世帯生計費の状況

1. 世帯の収入状況

児童のいる世帯の収入状況を調べてみると、平均世帯収入は約4万2千円程度であった。ここで「世帯収入」というのは、昭和38年中にすべての世帯員が得た給料、事業収入、恩給、年金、仕送りなど現金による収入の合計額の月平均をさしているのであるが、この場合貯金の引出しや財産を売って得た金は勿論このなかには含めていない。

世帯の収入階層別の分布状況は、第21表に示すとおり、一方では世帯収入が2万円未満の世帯は全体の1割近くいるが、他方では世帯収入が6万円を越え

る世帯が全体の約2割に及んでいる。最も多いのは世帯収入が3万円台の世帯で、全体の21%を占めている。4万円台の世帯は全体の約18%、2万円台の世帯は17%、5万円台の世帯は全体の約15%弱である。

世帯類型別に世帯収入を調べてみると、高令者世帯は平均約2万4千円の世帯収入であるが、1万円未満の世帯は7.1%、1万円台の世帯が43%、2万円台の世帯が21.4%、3万円台の世帯が14.3%、4万円以上が14.2%である。したがって第2図に示すように、母子世帯と共に、高令者世帯では一般に低所得階層に属する世帯が多い。また父子世帯の平均収入は約2万9千円で、世帯収入の分布状況は1万円台と3万円台の世帯収入のものがそれぞれ全体の約3割程度を占めており、4万円台の世帯収入がこれに次ぎ全体の15.4%を占めている。

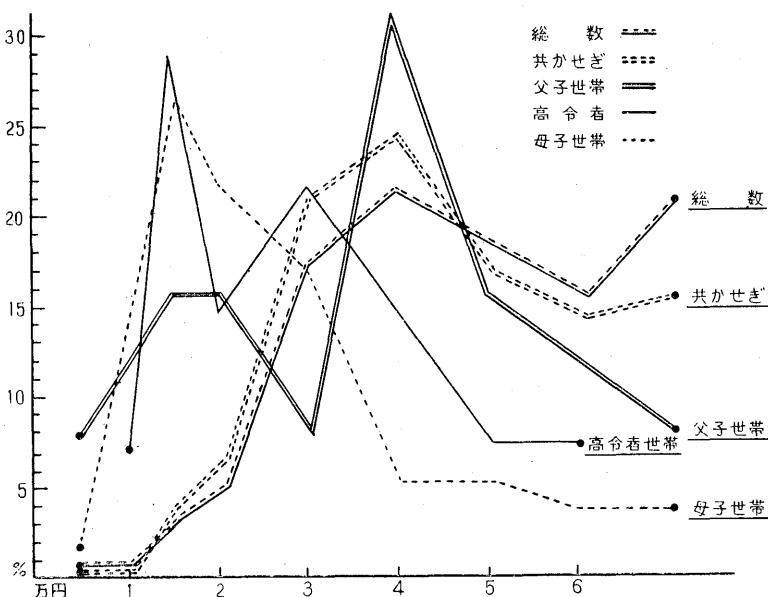
母子世帯では平均世帯収入は他の世帯類型に較べて最も低く、平均2万1千円程度であり、しかも世帯収入1万円未満という低所得階層が全体の15%に及んでいる。そうして世帯収入が1万円台の世帯が48.4%も占めているので、母子世帯の場合には世帯収入が2万円未満の世帯が全体の約6割以上に達していることがわかる。

次に共かせぎ世帯の収入を調べてみると、平均世帯収入が約4万円に達しており、さすがに世帯収入が2万円に達しない世帯は、僅かに全体の1割程度に過ぎず、世帯収入が2万円台の世帯が全体の約2割強、3万円台の世帯が最も多く、全体の23.7%を占めている。そうして世帯収入が4万円台の世帯は16.8%、5万円が14.1%、6万円以上が15.0%に及んでいる。また高令者、父子、母子、共かせぎ以外の「その他の世帯」は平均約4万5千円程度の世帯収入であって、2万円未満の世帯は僅かに5%程度に過ぎず、全体の4分の1が6万円以上の収入のある世帯となっている。

第21表 世帯類型別・収入階層別世帯数

	総数	5,000 円 未満	5,000 ~ 9,999 円	10,000 ~ 14,999 円	15,000 ~ 19,999 円	20,000 ~ 29,999 円	30,000 ~ 39,999 円	40,000 ~ 49,999 円	50,000 ~ 59,999 円	60,000 以上 円	不明
総数平均 約42千円	2,959 (100.0)	10 (0.3)	28 (0.9)	94 (3.2)	143 (4.8)	503 (17.0)	621 (21.0)	529 (17.9)	433 (14.6)	587 (19.9)	11 (0.4)
高齢者世 帯平均約 24千円	14 (100.0)	—	1 (7.1)	4 (28.7)	2 (14.3)	3 (21.4)	2 (14.3)	1 (7.1)	1 (7.1)	—	—
父子世帯 平均約29 千円	13 (100.0)	1 (7.7)	—	2 (15.4)	2 (15.4)	1 (7.7)	4 (30.7)	2 (15.4)	—	1 (7.7)	—
母子世帯 平均約21 千円	60 (100.0)	1 (1.7)	8 (13.3)	16 (26.7)	13 (21.7)	10 (16.7)	3 (5.0)	3 (5.0)	3 (3.3)	2 (3.3)	2 (3.3)
共かせぎ 世帯平均 約40千円	1,453 (100.0)	2 (0.1)	8 (0.6)	51 (3.5)	83 (5.7)	297 (20.4)	343 (23.7)	244 (16.8)	205 (14.1)	218 (15.0)	2 (0.1)
その他の 世帯平均 約45千円	1,419 (100.0)	6 (0.4)	11 (0.8)	21 (1.5)	43 (3.0)	192 (13.5)	269 (19.0)	279 (19.7)	225 (15.9)	366 (25.7)	7 (0.5)

第2図 世帯類型別、収入階層別比率

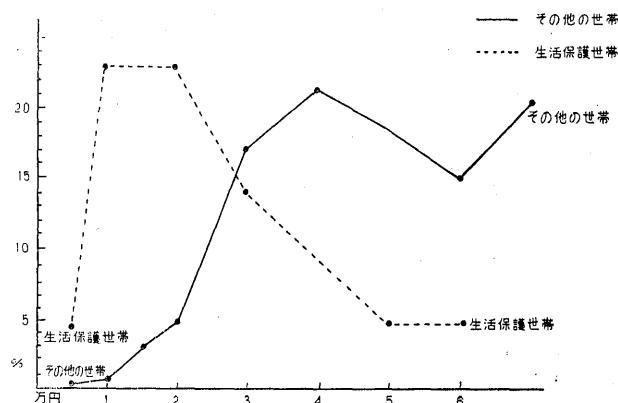


次に生活保護法の適用を受けているか否かという観点から、世帯種別に平均収入を調べてみると、第22表に示すように、被保護世帯の平均収入は約1万7千円程度であるのに、その他の一般世帯では平均約4万2千円程度の世帯収入である。被保護世帯の世帯収入は1万円未満の世帯が全体の27.4%、1万台の世帯収入が全体の45.4%にも達し、2万台台の収入は全体の13.9%であって、さすがに世帯収入が3万円を越える世帯は全体の1割にも満たない。したがって第3図に示すように、被保護世帯の世帯収入階層別比率はその他の世帯に較べて著しい特色を示めしている。

第22表 世帯種別・収入階層別世帯数

	総数	5,000 円未満 ~ 9,999 円	5,000 ~ 14,999 円	10,000 ~ 19,999 円	15,000 ~ 29,999 円	20,000 ~ 39,999 円	30,000 ~ 49,999 円	40,000 ~ 59,999 円	50,000 ~ 60,000 円以上	不明	
総数平均 約42千円	2,959 (100.0)	10 (0.3)	28 (0.9)	94 (3.2)	143 (4.8)	503 (17.0)	621 (21.0)	529 (17.9)	433 (14.6)	587 (19.9)	11 (0.4)
生活保護 世帯平均 約17千円	22 (100.0)	1 (4.5)	5 (22.7)	5 (22.7)	5 (22.7)	3 (13.9)	— (4.5)	1 (4.5)	1 (4.5)	— (4.5)	
その他の 世帯平均 約42千円	2,937 (100.0)	9 (0.3)	23 (0.8)	89 (3.0)	138 (4.7)	500 (17.0)	621 (21.2)	528 (18.0)	432 (14.7)	587 (20.0)	10 (0.3)

第3図 世帯種別・収入階層別比率



児童のいる世帯の保護者がどのような職業に従事しているかによって、世帯の収入状況がどう異なるかについて調べてみると、第23表に示す通りである。保護者が農業主である世帯の平均収入は約3万3千円であるが、その収入分布は2万円未満の世帯が18.3%、2万円台の世帯が29.3%、3万円台の世帯が22.6%、4万円台の世帯が12.9%、5万円台の世帯が10.1%、6万円以上が6.7%である。保護者がその他の自営業主である世帯の平均収入は約4万7千円であり、その収入階層別世帯分布の状態は2万円未満の世帯が僅か5.2%に過ぎず、2万円台は12.0%、3万円台は16.5%、4万円台が18.5%、5万円台が19.2%、6万円台が28.2%と一般に世帯の平均収入が高い。保護者が公務員である世帯は更に平均世帯収入が高く、平均約4万8千円で世帯収入が2万円未満の世帯は僅かに1.2%に過ぎず、2万円台の世帯も僅かに8.8%で、世帯収入が3万円以上の世帯が9割を占めている。保護者がその他の常用勤労者世帯の場合も平均収入が高く、平均世帯収入は約4万5千円で、公務員、自営業主と共に平均収入の高い世帯である。その他の常用勤労者世帯の場合には、世帯収入が2万円未満である世帯が5.2%、2万円台の世帯は12.2%、3万円台の世帯が23.0%、4万円台の世帯が20.4%、5万円台の世帯が14.4%、6万円以上の世帯が24.3%である。次に日雇労務者の世帯であるが、保護者が日雇労務者である世帯の平均収入は約2万9千円で最も低く、その収入階層別分布をみても2万円未満の世帯が28.4%にも及び、4万円以上の収入がある世帯は僅か17.6%に過ぎない。したがって2万円台と3万円台にその過半数が集中している。保護者が就業していない世帯も日雇労務者世帯と同じく平均世帯収入が至って低く、平均約3万円程度である。したがって保護者の就業状態から世帯収入をみると、保護者が農業主、日雇労務者、無就業者である世帯は一般に世帯収入が平均3万円前後であるのに、保護者が自営業主、公務員、常用勤労者の世帯では平均世帯収入が4万5千円以上に達している。第4図は保護者の就業状況別収入階層の分布状態を示したものであるが、保護者が農業主、日雇労務者、不就業者の世帯では世帯収入が極めて低いことを物語っている。

第23表 保護者の就業状況別・収入階層別世帯数

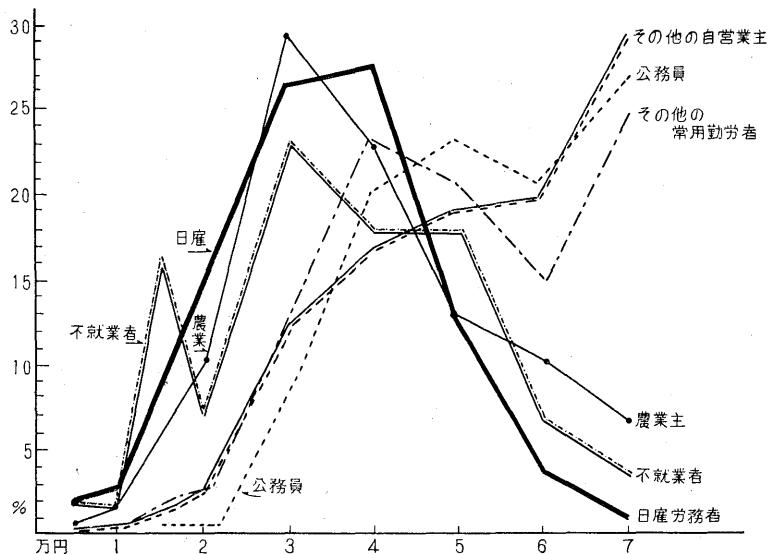
	総数	5,000 円未満	5,000 ~ 9,999 円	10,000 ~ 14,999 円	15,000 ~ 19,999 円	20,000 ~ 29,999 円	30,000 ~ 39,999 円	40,000 ~ 49,999 円	50,000 ~ 59,999 円	60,000 ~ 円以上	不明
総数平均 約42千円	2,959 (100.0)	10 (0.3)	28 (0.9)	94 (3.2)	143 (4.8)	503 (17.0)	621 (21.0)	529 (17.9)	433 (14.6)	587 (19.9)	11 (0.4)
* 農業主 平均 約33千円	676 (100.0)	5 (0.7)	11 (1.6)	41 (6.1)	67 (9.9)	198 (29.3)	153 (22.6)	87 (12.9)	68 (10.1)	45 (6.7)	1 (0.1)
その他の 自営業主 平均 約47千円	577 (100.0)	— (0.5)	3 (1.4)	8 (3.3)	19 (12.0)	69 (16.5)	95 (18.5)	107 (19.2)	111 (28.3)	163 (0.3)	2
公務員 平均 約48千円	340 (100.0)	— (0.6)	— (0.6)	2 (0.6)	2 (0.6)	30 (8.8)	68 (20.0)	79 (23.2)	69 (20.3)	90 (26.5)	—
その他の 常用勤労者 平均 約45千円	987 (100.0)	1 (0.1)	6 (0.6)	18 (1.8)	27 (2.7)	120 (12.2)	227 (23.0)	201 (20.4)	142 (14.4)	240 (24.3)	5 (0.5)
* 日雇労務者 平均 約29千円	102 (100.0)	2 (2.0)	3 (2.9)	9 (8.8)	15 (14.7)	27 (26.5)	28 (27.5)	13 (12.7)	4 (3.9)	1 (1.0)	—
その他の 就業者 平均 約42千円	221 (100.0)	1 (0.5)	4 (1.8)	7 (3.2)	9 (4.1)	46 (20.8)	40 (18.1)	32 (14.5)	35 (15.7)	46 (20.8)	1 (0.5)
* 就業して いない 平均 約30千円	56 (100.0)	1 (1.8)	1 (1.8)	9 (16.1)	4 (7.1)	13 (23.1)	10 (17.9)	10 (17.9)	4 (7.1)	2 (3.6)	2 (3.6)

(注) *印は世帯収入の特に低い箇所を示す。

2. 世帯の支出状況

いま世帯の支出状況を調べるために際し、昭和39年7月中に世帯員が生活のために使った現金の合計額を本人から聞きとつて、それを一応世帯の支出額と考えたのであるが、この場合見かけ上の現金支出はもちろんこれに含めていない。そこで児童のいる世帯の支出状況を調べてみると、平均世帯支出は約3万7千円程度であるが、第24表中に示めすように世帯支出の階層別分布状況では、2万円未満の支出世帯は全体の12.0%、2万円台の支出世帯は22.6%、3万円

第4図 保護者の就業状況別・収入階層別比率



台の支出世帯は27.1%、4万円台の支出世帯は16.4%、5万円台の支出世帯は10.0%、6万円以上の支出世帯は11.5%である。さきに述べたように児童のいる世帯の平均収入は4万2千円であるのに対して、平均支出は3万7千円であった。いま収入と支出の収支階層別世帯分布状況を示めすと次のとおりである。

	1万円未満	1万円台	2万円台	3万円台	4万円台	5万円台	6万円台	平均収支
収入	1.2%	8.0%	17.0%	21.0%	17.9%	14.6%	19.9%	約4万2千円
支出	1.5%	10.5%	22.6%	27.1%	16.4%	10.4%	11.5%	約3万7千円
差引	-0.3%	-2.5%	-5.6%	-6.1%	+1.5%	+4.6%	+8.4%	約5千円

次に世帯類型別に世帯支出を調べてみると、高令者世帯の平均支出額は約2万4千円程度で、その支出階層別世帯の分布状況は、1万円未満の世帯が7.1%、1万円台が42.8%、2万円台の世帯が14.3%、3万円台が28.7%、4万円

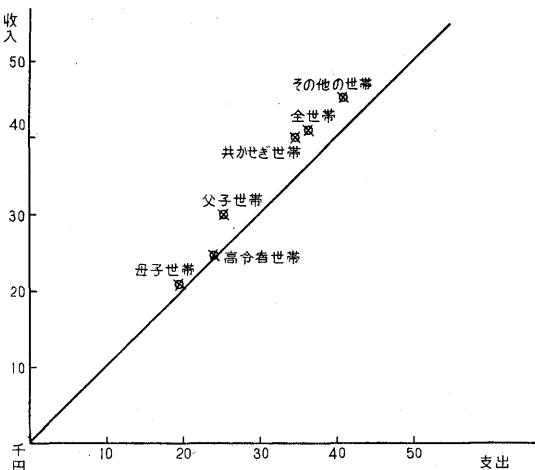
台の世帯が 7.1%である。父子世帯にあっては、その平均支出額は約2万6千円程度であるが、その支出階層の世帯分布は1万円未満の世帯が7.7%、1万円台の世帯が38.5%、2万円台の世帯が15.4%、3万円台の世帯が23.1%、4万円台の世帯が7.7%、5万円台の世帯が7.7%である。母子世帯の平均支出は僅かに2万円程度であり、その支出階層別世帯分布は1万円未満の世帯が13.3%、1万円台の世帯が50.1%、2万円台の世帯が18.3%、3万円台の世帯が5.0%、4万円台の世帯が5.0%、5万円以上の世帯が5.0%である。共かせぎ世帯では平均支出は約3万5千円程度であり、その支出階層別世帯分布状況は1万円未満の世帯が1.2%、1万円台の世帯が12.2%、2万円台の世帯が26.9%、3万円台の世帯が28.4%、4万円台の世帯が16.0%、5万円以上の世帯が15.0%である。そしてその他の世帯では平均世帯支出は約4万1千円である。したがって世帯類型別に世帯の平均収入と平均支出とを比べてみると、高令者世帯では平均収入も平均支出も共に約2万4千円程度であり、父子世帯では平均収入が約2万9千円で平均支出が約2万6千円である。母子世帯では平均収入が約2万1千円で平均支出が約2万円であり、共かせぎ世帯では平均支入が約4万円で平均支出が約3万5千円である。そしてその他の世帯では平均収入が約4万5千円で平均支出が約4万1千円となっている。第5図は各世帯類型別に平均収入と平均支出との関係を図示したものであって、父子世帯、高令者世帯、母子世帯の平均収入がいかに低いかが伺われる。

第24表 世帯類型別・支出階層別世帯数

	総数	5,000 円未満	5,000～ 9,999	10,000 円	15,000 円	20,000 円	30,000 円	40,000 円	50,000 円	60,000 円以上	不明
総数平均 約37千円	2,959 (100.0)	8 (0.3)	36 (1.2)	124 (4.2)	185 (6.3)	669 (22.6)	803 (27.1)	486 (16.4)	295 (10.0)	341 (11.5)	12 (0.4)
高齢者 世帯平均 約24千円	14 (100.0)	—	1 (7.1)	3 (21.4)	3 (21.4)	2 (14.3)	4 (28.7)	1 (7.1)	—	—	—
父子世帯 平均 約26千円	13 (100.0)	—	1 (7.7)	2 (15.4)	3 (23.1)	2 (15.4)	3 (23.1)	1 (7.7)	1 (7.7)	—	—

母子世帯 平均 約20千円	60 (100.0)	—	8 (13.3)	19 (31.8)	11 (18.3)	11 (18.3)	3 (5.0)	3 (5.0)	2 (3.5)	1 (1.7)	2 (3.3)
共かせぎ 世帯平均 約35千円	1,453 100.0	2 (0.1)	16 (1.1)	69 (4.7)	109 (7.5)	391 (26.9)	410 (28.4)	233 (16.0)	119 (8.2)	99 (6.8)	5 (0.3)
その他の 世帯平均 約41千円	1,419 100.0	6 (0.4)	10 (0.7)	31 (2.2)	59 (4.2)	263 (18.5)	383 (26.9)	248 (17.5)	173 (12.2)	241 (17.0)	5 (0.4)

第5図 世帯類型別・平均収支関係



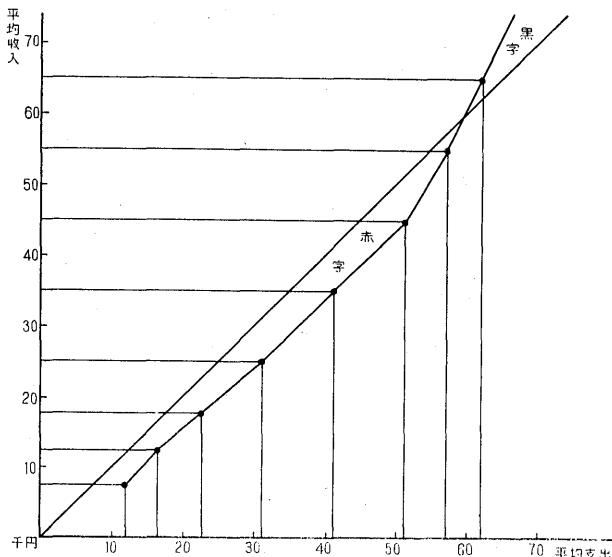
各世帯における収入と支出の状況を収入階層別、支出階層別世帯構成によってみると、第25表に示すように、収入が5千円未満の世帯では、その80%が赤字世帯であり、5千円以上1万円未満の世帯では、その35.7%が赤字世帯であり、1万円以上1万5千円未満の世帯収入の場合には24.5%が赤字世帯であり、1万5千円以上2万円未満の世帯では、その21.0%が赤字世帯である。世帯収入が2万円以上3万円未満になると、その15.5%が赤字世帯であり、3万円以上4万円未満の世帯では、その9.8%が赤字世帯であり、世帯収入が4万円以上5万円未満になると赤字世帯は7.3%、5万円以上になると8.1%が赤字世帯となっている。したがって一般には世帯収入が増加するほど赤字家計の世帯比率も次第に遞減していくことがわかるが、第6図の平均世帯収入

別、平均世帯支出均衡図に示めすように、世帯収入が6万円くらいになると家計は急に黒字を示めすようになるが、世帯収入が5万円以下の世帯では約5千円程度の赤字家計を示めしているようである。これは金銭出納簿による厳密な調査結果ではなく、世帯主を対象にした聞き取り調査であるため、単に世帯生計費に関する傾向性を伺う資料に過ぎない。

第25表 収入階層別・支出階層別世帯数

支 出 入 △	総 数	5 千 円 未 満	5 千 円 以 上 1 万 円 未 満	1 万 円 以 上 1 万 5 千 円 未 満	1 万 5 千 円 以 上 2 万 円 未 満	2 万 円 以 上 3 万 円 未 満	3 万 円 以 上 4 万 円 未 満	4 万 円 以 上 5 万 円 未 満	5 万 円 以 上 6 万 円 未 満	6 万 円 以 上
5千円未満	10 (100.0)	2 (20.0)	2 (20.0)	2 (20.0)	1 (10.0)	2 (20.0)	/	1 (10.0)	/	/
5千円 ~ 1万円未満	28 (100.0)	1 (3.6)	17 (60.7)	8 (28.5)	/	1 (3.6)	1 (3.6)	/	/	/
1万円 ~ 1万5千円	94 (100.0)	/	9 (9.5)	61 (64.9)	8 (8.5)	14 (14.9)	/	/	/	1 (1.1)
1万5千円 ~ 2万円	143 (100.0)	2 (1.4)	3 (2.1)	29 (20.3)	79 (55.2)	23 (16.1)	6 (4.2)	1 (0.7)	/	/
2万円 ~ 3万円	503 (100.0)	1 (0.2)	1 (0.2)	16 (3.2)	78 (15.5)	329 (65.4)	63 (12.5)	9 (1.8)	4 (0.8)	2 (0.4)
3万円 ~ 4万円	621 (100.0)	1 (0.2)	1 (0.2)	5 (0.8)	11 (1.8)	203 (32.7)	339 (54.5)	39 (6.3)	13 (2.1)	9 (1.4)
4万円 ~ 5万円	529 (100.0)	1 (0.2)	2 (0.4)	2 (0.4)	6 (1.1)	55 (10.4)	250 (47.3)	173 (32.7)	32 (6.0)	7 (1.3)
5万円 ~ 6万円	433 (100.0)	/	/	/	2 (0.5)	21 (4.8)	97 (22.4)	164 (37.9)	114 (26.3)	35 (8.1)
6万円以上	587 (100.0)	/	/	1 (0.2)	/	21 (3.6)	46 (7.8)	99 (16.9)	132 (22.5)	286 (48.7)
支出階層別平均収入額 (千円)		(20.9)	(12.4)	(16.6)	(22.7)	(31.2)	(41.2)	(51.6)	(57.1)	(62.2)

第6図 平均世帯収入別・平均世帯支出均衡図



次に児童数別に世帯支出の状況を調べてみると、第26表に示すとおりである。世帯の平均支出額は約3万7千円であるが、世帯支出を児童数別みると、児童が1人の世帯では平均支出は約3万6千円である。児童が2人の世帯では平均支出は約3万8千円、児童が3人の世帯では平均支出は約3万7千円である。児童が4人の世帯では平均支出は約3万9千円で児童が5人の世帯では平均支出は約3万5千円となり、児童が6人の世帯では平均支出は約4万2千円である。世帯における児童数が増加しても必ずしも世帯支出が増加していないのは、児童数の増加が必ずしも全世帯人員の増加をそのまま示めしていないからである。

第26表 児童数別・支出階層別世帯数

	総 数	5,000 円未満	5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円	30,000 円	40,000 円	50,000 円	60,000 円以上
総 数	2,959 (100.0)	8 (0.3)	36 (1.2)	124 (4.2)	185 (6.3)	619 (22.6)	803 (27.1)	486 (16.4)	295 (10.0)	341 (11.5)
1 人	977 (100.0)	4 (0.4)	24 (2.5)	56 (5.7)	67 (6.9)	224 (22.9)	231 (23.6)	158 (16.2)	93 (9.5)	112 (11.5)
2 人	1,188 (100.0)	1 (0.1)	8 (0.7)	47 (4.0)	69 (5.8)	279 (23.5)	316 (26.6)	203 (17.1)	115 (9.7)	149 (12.4)
3 人	607 (100.0)	1 (0.2)	4 (0.6)	18 (3.0)	40 (6.6)	132 (21.7)	189 (31.2)	100 (16.5)	56 (9.2)	65 (10.7)
4 人	156 (100.0)	2 (1.3)	—	2 (1.3)	7 (4.5)	30 (19.2)	53 (34.0)	25 (16.0)	23 (14.7)	14 (9.0)
5 人	24 (100.0)	—	—	1 (4.2)	2 (8.3)	2 (8.3)	12 (50.0)	— (25.0)	6 (25.0)	— (25.0)
6 人 以 上	7 (100.0)	—	—	—	— (28.6)	2 (28.6)	2 (28.6)	— (28.6)	2 (14.2)	1 (14.2)

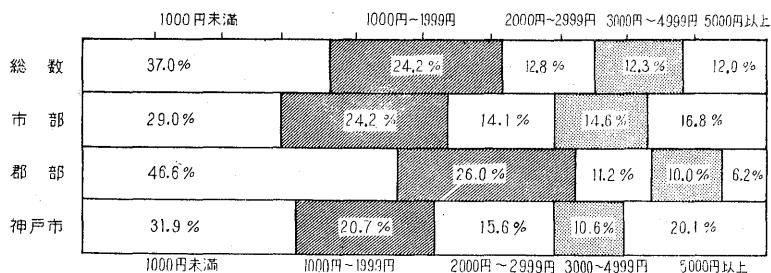
3・児童の文化教養費

児童の文化教養費は平均1世帯当たり約2,000円程度であるが、これを福祉地区別にみると、市部は郡部よりも数百円高く、郡部における児童の文化教養費は1世帯当り約1,600円程度である。第27表によると、市郡別にみた児童の文化教養費が1,000円未満の世帯は37.0%、1,000円以上2,000円未満の世帯は24.2%、2,000円以上3,000円未満の世帯は12.8%、3,000円以上5,000円未満は12.3%、5,000円以上の世帯は12.0%となっている。ところが第7図に示すとおり、児童の文化教養費も郡部にあっては、1,000円未満の世帯が29.0%、1,000円以上2,000円未満の世帯が24.2%、2,000円以上3,000円未満の世帯が14.1%、3,000円以上5,000円未満の世帯が14.6%、5,000円以上の世帯が16.8%である。これに対して郡部では、1,000円未満の世帯が46.6%、1,000円以上2,000円未満の世帯が26.0%、2,000円以上3,000円未満の世帯が11.2%、3,000円以上5,000円未満の世帯が10.0%、5,000円以上の世帯が6.2%である。

第27表 市郡別・児童の文化教養費別世帯数

	総 数	300 円 未 満	300 ~ 499 円	500 ~ 999 円	1,000~ 1,999円	2,000~ 2,999円	3,000~ 4,999円	5,000 円以上	不明
総 数	2,959 (100.0)	539 (18.2)	184 (6.2)	374 (12.6)	745 (24.2)	378 (12.8)	363 (12.3)	354 (12.0)	22 (0.7)
市 郡	1,599 (100.0)	238 (14.9)	70 (4.4)	155 (9.7)	389 (24.2)	225 (14.1)	233 (14.6)	269 (16.8)	20 (1.3)
郡 郡	1,360 (100.0)	301 (22.1)	114 (8.4)	219 (16.1)	356 (26.0)	153 (11.2)	130 (10.0)	85 (6.2)	2 (0.1)
神戸市	179 (100.0)	36 (20.1)	8 (4.5)	13 (7.3)	37 (20.7)	28 (15.6)	19 (10.6)	36 (20.1)	2 (1.1)

第7図 市郡別・児童の文化教養費別比率



児童の文化教養費を世帯における児童数別で調べてみると、第28表に示すように児童1人の世帯では平均約1,700円であり、児童2人の世帯では平均約2,100円、児童3人の世帯および児童4人の世帯ではそれぞれ平均約2,400円、児童5人の世帯では平均約2,700、児童6人以上の世帯では平均約2,200円となっている。そして児童の文化教養費が世帯支出中に占める比率は約5.5%程度であり、児童数が増加すると児童の文化教養費の比率も僅かではあるが上昇するようである。すなわち児童1人の世帯では世帯支出の約4.6%、児童2人の世帯では5.6%、児童3人の世帯では6.5%、児童4人の世帯では6.1%、児童5人の世帯では7.7%、児童6人の世帯では5.2%となっている。

次に世帯類型別に児童の文化教養費を調べてみると第29表に示すとおりで、

高令者世帯にあっては児童の平均文化教養費は約 1,100円となり、父子世帯では平均約 2,000円、母子世帯では平均約 1,600円、共かせぎ世帯では平均約 1,900円の文化教養費となっている。したがって高令者世帯と母子世帯では、児童の文化教養費は一般に他の世帯類型のそれに較べるとかなり低いようである。

第28表 児童数別・児童の文化教養費別世帯数

	総 数	300 円 未 満	300 ~ 499 円	500 ~ 999 円	1,000~ 1,999円	2,000~ 2,999円	3,000~ 4,999円	5,000 円以上	不明
総 数	2,959 (100.0)	539 (18.2)	184 (6.2)	374 (12.6)	745 (25.2)	378 (12.8)	363 (12.3)	354 (12.0)	22 (0.7)
1 人	977 (100.0)	239 (24.5)	66 (6.8)	134 (13.7)	244 (25.0)	104 (10.6)	102 (10.4)	74 (7.6)	14 (1.4)
2 人	1,188 (100.0)	198 (16.7)	68 (5.7)	155 (13.0)	300 (25.3)	165 (13.9)	155 (13.1)	143 (12.0)	4 (0.3)
3 人	607 (100.0)	72 (11.9)	40 (6.6)	63 (10.4)	161 (26.5)	83 (13.7)	85 (14.0)	101 (16.6)	2 (0.3)
4 人	156 (100.0)	24 (15.4)	9 (5.8)	19 (12.2)	36 (23.1)	24 (15.4)	15 (9.6)	29 (18.5)	—
5 人	24 (100.0)	4 (16.7)	—	2 (8.3)	4 (16.7)	2 (8.3)	4 (16.7)	6 (25.0)	2 (8.3)
6 人以上	7 (100.0)	2 (28.6)	1 (14.3)	1 (14.3)	—	—	2 (28.6)	1 (14.2)	—

第29表 世帯類型別・児童の文化教養費別世帯数

	総 数	300 円 未 満	300 ~ 499 円	500 ~ 999 円	1,000~ 1,999円	2,000~ 2,999円	3,000~ 4,999円	5,000 円以上	不明
高齢者 世帯	14 (100.0)	7 (50.0)	—	1 (7.2)	2 (14.2)	2 (14.2)	1 (7.2)	—	1 (7.2)
父 子 世 带	13 (100.0)	2 (15.4)	2 (15.4)	1 (7.7)	3 (23.1)	—	5 (38.4)	—	—
母 子 世 带	60 (100.0)	13 (21.7)	5 (8.3)	11 (18.3)	14 (23.4)	5 (8.3)	7 (11.7)	3 (5.0)	2 (3.3)
共かせ ぎ世帯	1,453 (100.0)	272 (18.7)	111 (7.6)	197 (13.6)	397 (27.3)	179 (12.3)	158 (10.9)	132 (9.1)	7 (0.5)
その他 の世帯	1,419 (100.0)	245 (17.3)	66 (4.7)	164 (11.6)	329 (23.2)	192 (13.5)	192 (13.5)	219 (15.4)	12 (0.8)

世帯支出中に占める児童の文化教養費の割合は既に述べたように約 5.5%であるが、この比率も世帯支出階層別に検討する場合にはかなり異ってくる。第30表は支出階層別にみた児童の文化教養費別世帯構成を示したものであるが、これにより支出階層ごとに中央値を求め、支出額中に占める平均文化教養費の比率を眺めてみると、第31表のようになる。すなわち世帯支出が5千円未満の世帯では児童の文化教養費は平均約 860円程度で、世帯支出中に占める比率は約3割にも達することになる。世帯支出額が5千円以上1万円未満の世帯では児童の文化教養費は平均約 990円程度で、世帯支出中に占める比率は約1割強である。しかしこの二つの支出階層は調査の対象数も8世帯と36世帯であるため、児童の文化教養費を分析するにはあまりにもその対象数が少な過ぎる。世帯支出が1万円以上1万5千円未満の世帯では、児童の文化教養費は平均約 1,050円程度で、その比率は 8.4%である。世帯支出が1万5千円以上2万円未満の世帯では、児童の文化教養費は平均約 1,080円程度で、その比率は 6.2%である。世帯支出が2万円以上3万円未満の世帯では児童の文化教養費が平均約 1,450円程度となり、その比率は 5.8%となる。また世帯支出が3万円以上4万円未満の世帯では児童の文化教養費は平均約 1,990円程度で、その比率は 5.7%であり、世帯支出が4万円以上5万円未満の世帯では児童の文化教養費は平均約 2,370円程度で、世帯支出中における比率は 5.2%である。さらに世帯支出が5万円以上6万円未満の世帯では児童の文化教養費は平均約 2,780円程度で、その比率は 5.0%になる。したがって世帯支出が多くなるほど児童の文化教養費も高くなるが、世帯支出中に占める児童の文化教養費の比率は次第に遞減していくことが解る。

第30表 支出階層別・児童の文化教養費別世帯数

文化教養費 支出階層	総 数	300 円 未 満	300 ~ 500 円 499 ~ 999 円	500 ~ 1,000 円 999 ~ 1,999 円	1,000 ~ 2,000 円 1,999 ~ 2,999 円	2,000 ~ 3,000 円 2,999 ~ 4,999 円	3,000 ~ 5,000 円 4,999 ~ ～以上	5,000 円 ～以上	不明
総 数	2,959 (100.0)	539 (18.2)	184 (6.2)	374 (12.6)	745 (25.2)	378 (12.8)	363 (12.3)	354 (12.0)	22 (0.7)
5,000 円 未 満	8 (100.0)	4 (50.0)	—	3 (37.5)	—	—	1 (12.5)	—	—

5,000～ 9,999円	36 (100.0)	16 (44.4)	5 (13.9)	6 (16.7)	4 (11.1)	1 (2.8)	3 (8.3)	1 (2.8)	—
10,000～ 14,999円	124 (100.0)	43 (34.7)	12 (9.7)	22 (17.7)	31 (25.0)	8 (6.5)	6 (4.8)	2 (1.6)	—
15,000～ 19,999円	185 (100.0)	65 (35.2)	20 (10.8)	30 (16.2)	40 (21.6)	17 (9.2)	10 (5.4)	3 (1.6)	—
20,000～ 29,999円	669 (100.0)	148 (22.1)	53 (7.9)	120 (17.9)	194 (29.0)	72 (10.8)	58 (8.7)	22 (3.3)	2 (0.3)
30,000～ 39,999円	803 (100.0)	139 (17.3)	49 (6.1)	100 (12.5)	218 (27.1)	110 (13.7)	111 (13.8)	73 (9.1)	3 (0.4)
40,000～ 49,999円	486 (100.0)	69 (14.2)	24 (4.9)	43 (8.9)	125 (25.7)	78 (16.1)	77 (15.8)	68 (14.0)	2 (0.4)
50,000～ 59,999円	295 (100.0)	28 (9.5)	11 (3.7)	21 (7.1)	76 (25.8)	49 (16.6)	48 (16.3)	61 (20.7)	1 (0.3)
60,000円以上	341 (100.0)	27 (7.9)	10 (2.9)	29 (8.5)	56 (16.4)	43 (12.6)	49 (14.4)	124 (36.4)	3 (0.9)
不 明	12	—	—	—	—	—	—	—	11

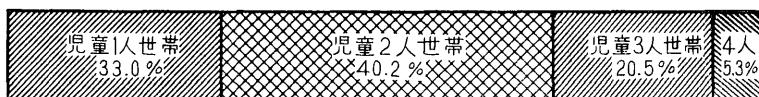
第31表 支出階層別・児童の文化教養費比率

世帯支出階層	支出額の中央の値	平均文化教養費	比率
総 数	37,000円	2,040円	5.5%
5千円未満	2,500円	860円	34.4%
5千円～1万円未満	7,500円	990円	13.2%
1万円～1万5千円未満	12,500円	1,050円	8.4%
1万5千円～2万円未満	17,500円	1,080円	6.2%
2万円～3万円未満	25,000円	1,450円	5.8%
3万円～4万円未満	35,000円	1,990円	5.7%
4万円～5万円未満	45,000円	2,370円	5.2%
5万円～6万円未満	55,000円	2,780円	5.0%
6万円以上	70,000円	3,410円	4.9%

D. 母親の状況（保護者の状況）

1. 保護者の種類

児童のいる世帯の平均児童数は約2人で、その児童数別構成はA 3において述べたところである。



児童の保護者がだれであるかを児童との続柄によって調べてみると、第34表に示すとおり、父親が保護者である世帯は2,773世帯で全体の93.7%を占めている。父親がいない場合に母親が保護者である世帯は150世帯で全体の5.1%、残りは祖父母、兄姉、伯叔父母などが保護者になっている。父親が保護者である世帯の児童数別構成は、全世帯の児童数別構成とほぼ一致しているが、母親が保護者である世帯では、児童数が少なく、平均児童は約1.6人で、その児童数別構成も児童1人の世帯が5.40%を占めており、児童2人の世帯は33.3%で、児童が3人以上の世帯は全部で12.4%にすぎない。また、両親がいないために祖父母が保護者になっている場合には、児童数は更に少なく、平均児童数は1.5人になっている。

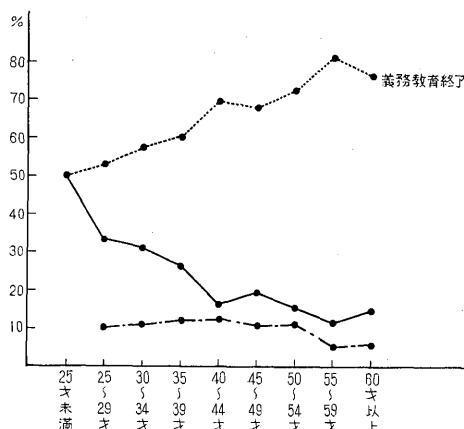
第32表 保護者別・児童数別世帯数

	総 数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6人以上
総 数	2,959 (100.0)	977 (33.0)	1,188 (40.2)	607 (20.5)	156 (5.3)	24 (0.8)	7 (0.2)
父	2,773 (100.0)	875 (31.6)	1,130 (40.8)	586 (21.1)	153 (5.5)	23 (0.8)	6 (0.2)
母	150 (100.0)	81 (54.0)	50 (33.3)	15 (10.0)	2 (1.3)	1 (0.7)	1 (0.7)
兄・姉	6 (100.0)	2 (33.3)	4 (66.7)	—	—	—	—
祖 父 母	26 (100.0)	18 (69.3)	4 (15.4)	3 (11.5)	1 (3.8)	—	—
伯 叔 父 母	2 (100.0)	1 (50.0)	—	1 (50.0)	—	—	—
そ の 他	2 (100.0)	—	—	2 (100.0)	—	—	—

2. 保護者の学歴

保護者の学歴別世帯数を調べてみると、第33表および第34表に示すように、全体の 67.1% が義務教育終了程度の小学校卒業、高等小学校、新制中学卒業の保護者であり、保護者が旧制中学または新制高校を卒業している世帯全体の 20.4% であって、更にそれ以上の大学高専程度の教育を受けた保護者は 11.1% となっている。保護者が父親である世帯は全体の 93.7% も占めているため、男子の保護者の学歴別構成も大体全体の学歴別構成と大差はないが、女子が保護者である世帯の場合には、男子が保護者である場合よりも義務教育終了程度の学歴しかない女子の保護者の世帯数比率が少し高くなっている。また保護者を年令別構成によって調べてみると、保護者の年令が若いほど義務教育を終了しただけの学歴しかない保護者の比率も低く、若い年令の保護者は一般に高等教育を受けている者の比率が高くなっている。しかし大学高専程度を卒業したという高等の教育を受けた保護者の比率は、保護の年令別構成にあまり関係がなく、常に全体の 1 割前後程度である。したがって一般に男子はその 1 割程度がいつも大学高専程度の教育を受けていることになる。

第 8 図 保護者の年令階層別・学歴別世帯比率



第33表 保護者の年令階層・性・学歴別世帯数

		総 数	不就学	小学校・ 高 小・ 新制中卒	旧制中・ 新制高校 卒	高 短 大 卒	専 上	その他の 人	不 明
総 数	総数	2,959 (100.0)	5 (0.2)	1,986 (67.1)	632 (20.4)	329 (11.1)	6 (0.2)	1 (0.0)	
	男	2,799 (100.0)	4 (0.1)	1,864 (66.6)	599 (21.4)	325 (11.6)	6 (0.2)	1 (0.1)	
	女	160 (100.0)	1 (0.6)	122 (76.3)	33 (20.6)	4 (2.5)	—	—	
25才未満	総数	4 (100.0)	—	2 (50.0)	2 (50.5)	—	—	—	
	男	3	—	2	1	—	—	—	
	女	1	—	—	1	—	—	—	
25~29才	総数	107 (100.0)	1 (0.9)	57 (53.3)	38 (35.5)	11 (10.3)	—	—	
	男	103	—	54	38	11	—	—	
	女	4	1	3	—	—	—	—	
30~34才	総数	400 (100.0)	—	231 (57.8)	124 (31.0)	44 (11.0)	1 (0.2)	—	
	男	391	—	226	120	44	1	—	
	女	9	—	5	4	—	—	—	
35~39才	総数	623 (100.0)	—	377 (60.5)	166 (26.6)	79 (12.7)	1 (0.2)	1 (0.2)	
	男	602	—	362	161	78	1	1 (0.2)	
	女	21	—	15	5	1	—	—	
40~44才	総数	575 (100.0)	2 (0.3)	402 (69.9)	96 (16.7)	73 (12.7)	1 (0.2)	—	
	男	530	2	366	89	71	1	—	
	女	45	—	36	7	2	—	—	
45~49才	総数	481 (100.0)	1 (0.2)	330 (68.6)	94 (19.6)	54 (11.2)	2 (0.4)	—	
	男	444	1	298	89	54	2	—	
	女	37	—	32	5	—	—	—	
50~54才	総数	415 (100.0)	—	304 (73.2)	65 (15.7)	46 (11.1)	—	—	
	男	389	—	286	58	45	—	—	
	女	26	—	18	7	1	—	—	

	総数	225 (100.0)	—	184 (81.8)	28 (12.4)	13 (5.8)	—	—
55～59才	男	213	—	175	25	13	—	—
	女	12	—	9	3	—	—	—
	総数	126 (100.0)	1 (0.8)	97 (77.0)	19 (15.1)	8 (6.3)	1 (0.8)	—
60才以上	男	121	1	93	18	8	1	—
	女	5	—	4	1	—	—	—
	不明	総数	3	—	2	—	1	—

第34表 保護者の学歴別世帯数比率表

		総 数	義務教育終了者	旧制中学新制高校卒業者	高専・短大以上卒業者	その他
総 数	総数	2,959(100.0)	67.1%	20.4%	11.1%	0.4%
	男	2,799(100.0)	66.6	21.4	11.6	0.4
	女	160(100.0)	76.3	20.6	2.5	0.6
25才未満	総数	4(100.0)	50.0	50.0	—	—
25～29才	〃	107(100.0)	53.3	35.5	10.3	0.9
30～34才	〃	400(100.0)	57.8	31.0	11.0	0.2
35～39才	〃	623(100.0)	60.5	26.6	12.7	0.2
40～44才	〃	575(100.0)	69.9	16.7	12.7	0.7
45～49才	〃	481(100.0)	68.6	19.6	11.2	0.6
50～54才	〃	415(100.0)	73.2	15.7	11.1	—
55～59才	〃	225(100.0)	81.8	12.4	5.8	—
60才以上	〃	126(100.0)	77.0	15.1	6.3	1.6

3. 保護者の就業状況

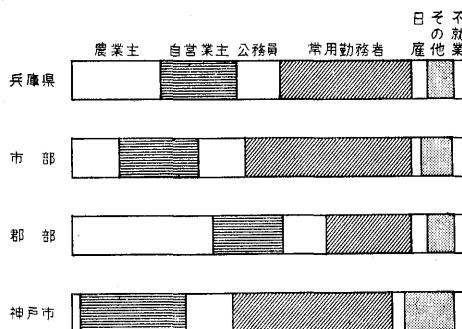
次に保護者の就業状況について調べてみると、農業主が 22.8%、農業以外の自営業主が 19.5%、公務員が 11.5%、公務員以外の常用勤労者が 33.4%、日雇労務者が 3.4%、他の就業者が 7.5%、就業していない者が 1.9%で

ある。第35表および第9図は保護者の就業状況を示したものであるが、これを市郡別に調べてみると、市部にあっては保護者が農業主である世帯比率が特に少なく、常用勤労者の世帯比率は著しく増大している。保護者が農業主である世帯の比率は、市部では11.8%、郡部では35.8%、神戸市の場合には僅かに1.7%である。農業以外の自営業主である保護者の比率では、市部は20.6%、郡部は18.2%、神戸市では27.4%となっている。保護者が公務員である場合は、市部も郡部もその比率に大差がなく、ともに11%程度である。しかし公務員以外の常用勤労者世帯の比率では、市部は42.9%であるのに郡部は22.2%であって、郡部では第2次および第3次産業の比率が低いことを反映している。日雇労務者は農村より都市のほうに多いのではないかという一般的な常識は、この調査では完全にくつがえされ、日雇労務者の絶対数はともかく別とすれば、保護者の就業状況の中で占める日雇労務者の比率は、市部では2.5%であるのに郡部では4.6%にも達している。ところが比較的安定した就業形態である農業、自営業、公務員、常用勤労者を除けば、残りは日雇労務者、その他の就業者、不就業者という不安定就業となり、この比率は市部も郡部とともに12.8%であり、県民の約1割強が不安定就労者であると言えるのではなかろうか。ただ大都市である神戸市になると、この比率も少し高くなり、17.3%にまで上昇している。

第35表 市郡別・保護者の就業状況

	総 数	農業主	その他の 自営業主	公務員	その他の 常用 勤労者	日雇 労務者	その他の 就業者	就業して いない
総 数	2,959 (100.0)	676 (22.8)	577 (19.5)	340 (11.5)	987 (33.4)	102 (3.4)	221 (7.5)	56 (1.9)
市 部	1,599 (100.0)	189 (11.8)	330 (20.6)	190 (11.9)	685 (42.9)	40 (2.5)	127 (7.9)	38 (2.4)
郡 部	1,360 (100.0)	487 (35.8)	247 (18.2)	150 (11.0)	302 (22.2)	62 (4.6)	94 (6.9)	18 (1.3)
神 戸 市	179 (100.0)	3 (1.7)	49 (27.4)	21 (11.7)	75 (41.9)	5 (2.8)	24 (13.4)	2 (1.1)

第9図 市郡別保護者の就業状況図



次に保護者の就業状況を世帯類型別にみると、第36表に示すように高令者世帯にあっては特に保護者が就業していない世帯の比率が著しく高く、14世帯のうち 42.9% を占める 6 世帯が不就業世帯である。父子世帯の場合には公務員以外の常用勤労者世帯が 46.1% を占めている。また母子世帯の場合も公務員以外の常用勤労者世帯が最も多く、26.8%を占めている。ところが共かせぎ世帯の場合には、保護者が農業主である世帯が 35.9% に及び、その妻が 1 日平均 3 時間以上労働している農業世帯となっている。

また生活保護法の適用を受けているか否かによって区分すると、第37表に示すように被保護者世帯ではその 22.7% が不就業世帯であり、保護者が就業していても日雇労務者である世帯が 22.7%、他の就業が 13.7% であるから、あわせて保護者の約 6 割が不就業または不安定就業である。保護者が公務員で被保護世帯になっているというのは 1 件もないが、保護者が農業主、自営業主、常用勤労者であっても生活保護を受けている世帯が約 4 割もいることに着目する場合、働く貧民という言葉がこの現実を雄弁に説明している。

第36表 世帯類型別・保護者の就業状況

	総 数	農業主	その他の 自営業主	公務員	その他の 常用勤労者	日雇 労務者	その他の 就業者	就業して いない
総 数	2,959 (100.0)	676 (22.8)	577 (19.5)	340 (11.5)	987 (33.4)	102 (3.4)	221 (7.5)	56 (1.9)
高齢者 世帯	14 (100.0)	2 (14.3)	3 (21.4)	—	2 (14.3)	1 (7.1)	—	6 (42.9)
父子世帯	13 (100.0)	—	3 (23.1)	1 (7.7)	6 (46.1)	1 (7.7)	2 (15.4)	—
母子世帯	60 (100.0)	9 (15.0)	11 (18.3)	2 (3.3)	16 (26.8)	9 (15.0)	8 (13.3)	5 (8.3)
共かせぎ 世帯	1,453 (100.0)	522 (35.9)	271 (18.7)	147 (10.1)	375 (25.8)	50 (3.4)	88 (6.1)	—
その他の 世帯	1,419 (100.0)	143 (10.1)	289 (20.4)	190 (13.4)	588 (41.3)	41 (2.9)	123 (8.7)	45 (3.2)

第37表 世帯種別・保護者の就業状況

	総 数	農業主	その他の 自営業主	公務員	その他の 常用勤労者	日雇 労務者	その他の 就業者	就業して いない
総 数	2,959 (100.0)	676 (22.8)	577 (19.5)	340 (11.5)	987 (33.4)	102 (3.4)	221 (7.5)	56 (1.9)
生活保護 世帯	22 (100.0)	4 (18.2)	1 (4.5)	—	4 (18.2)	5 (22.7)	3 (13.7)	5 (22.7)
その他の 世帯	2,937 (100.0)	672 (22.9)	576 (19.6)	340 (11.6)	983 (33.5)	97 (3.3)	218 (7.4)	51 (1.7)

4. 保護者の長期傷病の状況

児童のいる世帯の保護者が長期の傷病者であるか否かを調べてみると、第38表に示すように僅かに全世帯の約 1.9%が長期傷病者のいる世帯であるに過ぎないが、これを世帯種別にみると、生活保護法の適用を受けている被保護世帯にあっては、全体の約 2 割弱が長期傷病世帯である。

かってチャドウィックが「人びとは病気であるがゆえに彼らが貧乏になるのだ」と主張したが、今日では「貧乏であるがゆえに病気になる」という逆説とともに、確かに貧困と疾病との悪循環は第38表からも推察することができる。

第38表 世帯種・保護者の長期傷病の有無別世帯数

	総 数	あり	なし	不明
総 数	2,959(100.0)	56 (1.9)	2,902 (98.1)	1 (0.0)
生活保護世帯	22(100.0)	4 (18.2)	18 (81.2)	—
その他の世帯	2,937(100.0)	52 (1.8)	2,884 (98.2)	1 (0.1)

さらに保護者の就業状況からみた長期傷病の有無を調べてみると、第39表に示すように、さすがに保護者が就業していない世帯では、その 2.8% が長期傷病者いる世帯である。このことは長期の傷病で療養しているがために就業していないのであって、彼等は長期の傷病がもたらす療養費の負担を背負っているばかりでなく、不就業による収入の絶絶という二重の苦悩にさらされている世帯である。保護者が就業している世帯の中で長期傷病者の世帯比率がかなり高い世帯は、日雇労務者世帯の 2.0% であり、その比率が最も低い世帯は公務員世帯の 0.9% である。以上第38表と第39表によって示されているように、被保護世帯、不就業世帯ではその約 4 分の 1 強が長期傷病者世帯であることが解る。

第39表 保護者の就業状況別・長期傷病の有無別世帯数

	総 数	あり	なし	不明
総 数	2,959(100.0)	56 (1.9)	2,902 (98.1)	1 (0.0)
農業主	676(100.0)	8 (1.2)	668 (98.8)	—
その他の中営業主	577(100.0)	8 (1.4)	569 (98.6)	—
公務員	340(100.0)	3 (0.9)	337 (99.1)	—
その他の中用勤労者	987(100.0)	17 (1.7)	969 (98.2)	1 (0.1)
日雇労務者	102(100.0)	2 (2.0)	100 (98.6)	—
その他の中業者	221(100.0)	3 (1.4)	218 (98.6)	—
就業しない	56(100.0)	15(26.8)	41 (73.2)	—

5. 母親の役割担当者

児童のいる世帯 2,959 世帯のうちで母親またはこれに代わる女子のいる世帯は 2,938 世帯であったが、この場合家庭において母親の役割を担当している者は誰か、またその場合の児童数はどれほどかを調べてみた。第40表によつて解るとおり、殆んど家庭は母自身がやはり母親としての役割を担当しているのであるが、その場合の子供の数は児童 2 人の場合が最も多く、全体の約 4 割強であり、次に多いのが児童 1 人の場合で全体の約 3 割強、児童が 3 人いる世帯は全体の約 2 割強である。ところが母以外の女子が母親の役割をしている世帯では、その数は極く僅かであるが、18 才以下の児童 1 人の世帯がその過半数を占めている。

第40表 母親の役割担当者別・児童数別世帯数

	総 数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人以上
総 数	2,938 (100.0)	964 (32.8)	1,182 (40.3)	605 (20.6)	156 (5.3)	24 (0.8)	7 (0.2)
母	2,886 (100.0)	929 (32.1)	1,177 (40.8)	598 (20.7)	154 (5.3)	24 (0.8)	7 (0.3)
姉	11 (100.0)	6 (54.5)	3 (27.3)	2 (18.2)	—	—	—
祖 母	36 (100.0)	29 (80.6)	1 (2.8)	4 (11.1)	2 (5.5)	—	—
伯 叔 母	2 (100.0)	1 (50.0)	—	1 (50.0)	—	—	—
そ の 他	3 (100.0)	2 (66.7)	1 (33.3)	—	—	—	—

6. 母親の長期傷病

母親が長期の傷病で療養しているか否かを調べてみると、第41表のとおり全世帯の 2.9% は母親が長期傷病者である。母親の長期傷病率は市部よりも郡部のはうがやや高く、神戸市では 2.2%、神戸市を含む市部では 2.7%、郡部では 3.2% となっている。更に母の長期傷病率を児童数別に調べてみると、第42

表に示すように18才未満の子供が1人または2人いる場合には、全世帯の2.9%が母の長期傷病者世帯である。3人の世帯では2.6%、児童が4人の世帯では4.5%となっているが、児童が5人以上の世帯はその絶対数が極く僅かであるため、第42表から無理に判断を下すことは避けたほうがよい。

第41表 市郡別・母の長期傷病の有無別世帯数

	総 数	あ り	な し
総 数	2,938(100.0)	86 (2.9)	2,852 (97.1)
市 部	1,585(100.0)	43 (2.7)	1,542 (97.3)
郡 部	1,353(100.0)	43 (3.2)	1,310 (96.8)
神 戸 市	178(100.0)	4 (2.2)	174 (97.8)

第42表 児童数別・母の長期傷病の有無別世帯数

	総 数	あ り	な し
総 数	2,938(100.0)	86 (2.9)	2,852 (97.1)
1 人	964(100.0)	28 (2.9)	936 (97.1)
2 人	1,182(100.0)	34 (2.9)	1,148 (97.1)
3 人	605(100.0)	16 (2.6)	589 (97.4)
4 人	156(100.0)	7 (4.5)	149 (95.5)
5 人	24(100.0)	— (—)	24(100.0)
6 人 以 上	7(100.0)	1(14.3)	6 (85.7)

7. 母親の就業状況

次に母親の就業状況を調べてみると、第43表に示すように、母親が農業従事者である世帯は25.5%、その他の自営業従事者である世帯は9.5%、公務員である世帯は2.6%、他の常用勤労者である世帯は8.7%、日雇労働者である世帯は2.5%、家内労働者である世帯は5.1%、他の就業者である世帯は4.1%、母親が就業していない世帯は42.0%である。ところがこれを市郡

別にみると、市部と郡部とではかなり母親の就業状況も異っている。すなわち市部にあっては母親が就業している世帯は4割強であるのに対し、郡部では8割近くにも達している。しかしこの中には母親が農業従事者である世帯が市部では約1割強であるのに、郡部では約4割強にも及んでいる。

また児童数とその母親の就業状況との関係を調べてみると、第44表および第45表に示すように、母親の就業状況はその世帯における児童数によってあまり左右されるようには思われない。しかし母親が自営業に従事している場合や日雇労務者である場合には、児童数の多い世帯の比率がやや高く、母親が公務員や不就業の世帯では児童数の少ない世帯の比率がやや高いようである。一般に児童2人の世帯が最も多く、全体の約4割を占めているが、母親が家内労働者である世帯だけは児童1人の世帯が最も多い。

第43表 市郡別・母の就業状況

	総 数	農 業 従事者	その他の 自 営 業 従 事 者	公務員	その他の 常 用 勤 労 者	日 雇 労 務 者	家 内 労 働 者	その他の 就 業 者	就業して い な い
総 数	2,938 (100.0)	749 (25.5)	279 (9.5)	77 (2.6)	257 (8.7)	74 (2.5)	149 (5.1)	119 (4.1)	1,234 (42.0)
市 部	1,585 (100.0)	182 (11.4)	136 (8.6)	38 (2.4)	142 (9.0)	25 (1.6)	83 (5.2)	65 (4.1)	914 (57.7)
郡 部	1,353 (100.0)	567 (41.9)	143 (10.6)	39 (2.9)	115 (8.5)	49 (3.6)	66 (4.9)	54 (4.0)	320 (23.6)
神戸市	178 (100.0)	4 (2.2)	27 (15.2)	5 (2.8)	16 (9.0)	2 (1.1)	8 (4.5)	10 (5.6)	106 (59.6)

第44表 児童数別・母の就業状況

	総 数	農 業 従事者	その他の 自 営 業 従 事 者	公務員	その他の 常 用 勤 労 者	日 雇 労 務 者	家 内 労 働 者	その他の 就 業 者	就業して い な い
総 数	2,938 (100.0)	749 (25.5)	279 (9.5)	77 (2.6)	257 (8.7)	74 (2.5)	149 (5.1)	119 (4.1)	1,234 (42.0)
1 人	964 (100.0)	234 (24.3)	79 (8.2)	32 (3.3)	85 (8.8)	23 (2.4)	55 (5.7)	38 (3.9)	418 (43.4)
2 人	1,182 (100.0)	283 (23.9)	110 (9.3)	32 (2.7)	105 (8.9)	28 (2.6)	54 (4.6)	47 (4.0)	523 (44.0)

3人	605 (100.0)	181 (29.9)	67 (11.1)	11 (1.8)	44 (7.3)	14 (2.3)	30 (5.0)	24 (4.0)	234 (38.6)
4人	156 (100.0)	43 (27.6)	18 (11.5)	2 (1.3)	18 (11.5)	6 (3.8)	10 (6.4)	7 (4.5)	52 (33.4)
5人	24 (100.0)	7 (29.2)	4 (16.7)	—	2 (8.3)	2 (8.3)	—	2 (8.3)	7 (29.2)
6人以上	7 (100.0)	1 (14.3)	1 (14.3)	—	3 (42.8)	1 (14.3)	—	1 (14.3)	—

第45表 母の就業状況別・児童数構成

	総 数	農業従事者	その他の自営業従事者	公務員	その他の常用勤労者	日雇労働者	雇家労働者	内就業者	その他の就業していない者
総 数	2,938 (100.0)	749 (100.0)	279 (100.0)	77 (100.0)	257 (100.0)	74 (100.0)	149 (100.0)	119 (100.0)	1,234 (100.0)
1人	964 (32.8)	234 (31.3)	79 (28.4)	32 (41.6)	85 (33.1)	23 (31.1)	55 (36.9)	38 (31.9)	418 (33.9)
2人	1,182 (40.2)	283 (37.9)	110 (39.6)	32 (41.6)	105 (40.8)	28 (37.8)	54 (36.2)	47 (39.5)	523 (42.4)
3人	605 (20.6)	181 (24.2)	67 (24.0)	11 (14.3)	44 (17.1)	14 (18.9)	30 (20.1)	24 (20.2)	234 (18.9)
4人	156 (5.3)	43 (5.7)	18 (6.4)	2 (2.6)	18 (7.0)	6 (8.1)	10 (6.7)	7 (5.9)	52 (4.2)
5人以上	31 (1.1)	8 (1.1)	5 (1.7)	—	5 (1.9)	3 (4.0)	—	3 (2.5)	7 (0.6)

8. 母親の就業理由

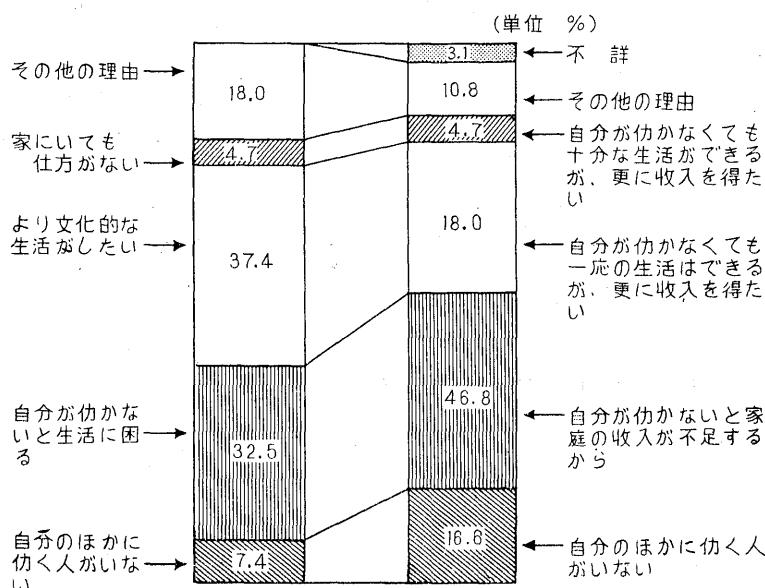
さらに母親の働く理由を調べてみると、第46表に示すように、母親以外に働く人がいない世帯は 7.4%、母親が働かないと生活に困る世帯は 32.5% であるから、あわせて約 4 割の世帯は母親がどうしても働かねばならない世帯である。第10図によつて解るとおり、38年度の全国家庭児童調査結果では、これが 63.4% であるから、兵庫県の生活水準は全国平均よりもかなり恵まれていると言わねばならない。ところがより文化的な生活をしたい為に母親が働いている世帯が兵庫県全体では 37.4%、家にいても仕方がないから母親が働いている世

帶は4.7%である。あわせて42.1%の世帯は経済的な必要からではなく、むしろより文化的な生活をするために母親が働いている世帯である。全国調査の場合には、この数字は22.7%程度であるから、やはり兵庫県の場合には経済的に恵まれていることになる。

第46表 市郡別・母の働く理由別世帯数

	総 数	自分のほかに働く人がいない	自分が働かないと生活に困る	より文化的な生活をしたい	家にいても仕方がない	から	その他の理由	不明
総 数	1,704 (100.0)	126 (7.4)	553 (32.5)	638 (37.4)	80 (4.7)	306 (18.0)	1	
市 部	671 (100.0)	59 (8.8)	220 (32.9)	213 (31.7)	47 (7.0)	131 (19.5)	1 (0.1)	
郡 部	1,033 (100.0)	67 (6.5)	333 (32.2)	425 (41.2)	33 (3.2)	175 (16.9)		
神 戸 市	72 (100.0)	4 (5.6)	30 (41.6)	28 (38.9)	2 (2.8)	8 (11.1)		

第10図 母の働く理由別比率の全国との比較



次に母の働く理由を世帯における児童別に検討してみると、第47表に示すように、児童数の多い世帯ほど母親が働かないと生活に困るという世帯の比率が僅かながら高くなってくるし、また母親以外に働く人がいないという比率や家にいても仕方がないという比率は僅かではあるが低くなってくる。

第47表 児童数別・母の働く理由別構成

		総 数	自分のほかに働く人がいない	自分が働かないと生活に困る	より文化的な生活をしたい	家にいても仕方がないから	その他	不 明
総 数	総 数	1,704 (100.0)	126 (7.4)	552 (32.4)	639 (37.4)	80 (4.7)	306 (18.0)	1 (0.1)
	1 人	544 (100.0)	51 (9.4)	167 (30.7)	202 (37.6)	31 (5.7)	92 (16.9)	1 (0.2)
	2 人	662 (100.0)	47 (7.1)	209 (31.6)	249 (37.6)	31 (4.7)	126 (19.0)	—
	3 人	370 (100.0)	24 (6.5)	120 (32.4)	142 (38.4)	17 (4.6)	67 (18.1)	—
	4 人	104 (100.0)	4 (3.8)	45 (43.3)	36 (34.6)	1 (1.0)	18 (17.3)	—
	5 人	17 (100.0)	—	5 (29.4)	10 (58.8)	—	2 (11.8)	—
	6 人以上	7 (100.0)	—	6 (85.7)	—	—	1 (14.3)	—

しかしながら一般には世帯における児童の数と母親の働く理由との間には、それほど顕著な関係は見出しつく、次に述べる世帯収入階層との間のほうに著しい関連性が存在している。

第48表は世帯の収入階層と母親の働く理由との関係を示したものである。すなわち世帯収入が増大するにつれて、母親が働く理由も次第に異ってくる。母親以外に働く人がいないという世帯は、世帯収入が2万円以上になると急にその比率が減少する。また母親が働かないと生活に困る世帯の比率も、世帯収入が4万円を越えると急にその比率は低下する。更により文化的な生活をしたいから母親が働くという世帯は、世帯収入が3万円以上になると急にその比率も高くなり、家にいても仕方がないから母親が働きに出る世帯は、世帯収入が

4万円以上になるとその比率も高くなる。

第48表 収入階層別・母の働く理由別世帯数

	総 数	自分のほかに働く人がいない	自分が働くないと生活に困る	より文化的な生活をしたい	家においても仕方がないから	その他	不 明
総 数	1,704 (100.0)	126 (7.4)	553 (32.5)	638 (37.4)	80 (4.7)	306 (18.0)	1 (0.0)
5,000 円未 満	6 (100.0)	3 (50.0)	2 (33.3)	1 (16.7)	—	—	—
5,000～9,999円	23 (100.0)	8 (34.8)	12 (52.2)	2 (8.7)	—	1 (4.3)	—
10,000～14,999円	75 (100.0)	14 (18.7)	37 (49.4)	10 (13.3)	1 (1.3)	13 (17.3)	—
15,000～19,999円	115 (100.0)	20 (17.4)	56 (48.7)	30 (26.1)	2 (1.7)	7 (6.1)	—
20,000～29,999円	343 (100.0)	27 (7.9)	153 (44.6)	93 (27.1)	9 (2.6)	61 (17.8)	—
30,000～39,999円	381 (100.0)	12 (3.2)	148 (38.8)	135 (35.4)	16 (4.2)	70 (18.4)	—
40,000～49,999円	284 (100.0)	17 (6.0)	68 (23.9)	130 (45.8)	18 (6.3)	50 (17.6)	1 (0.4)
50,000～59,999円	227 (100.0)	10 (4.4)	45 (19.8)	100 (44.1)	17 (7.5)	55 (24.2)	—
60,000円以 上	247 (100.0)	14 (5.7)	31 (12.5)	136 (55.1)	17 (6.9)	49 (19.8)	—
不 明	3	1	1	1	—	—	—

第49表で解るように、世帯の現金収入が低い場合には経済的な理由で母親が働きに出る比率が高く、収入が多い世帯の場合には文化的な理由で働きに出る比率が高い。

第49表 収入階層別にみた母親の働く理由

	経済的理由	文化的理由	その他の理由	計
2万円未満	152(69.4)	46(21.0)	21(9.6)	219(100.0)
2万円～4万円	340(47.0)	253(34.9)	131(18.1)	724(100.0)
4万円以上	185(24.4)	418(55.2)	154(20.3)	757(100.0)
計	677(39.8)	717(42.2)	306(18.0)	1,700(100.0)

次に母親の年令と働く理由との関係について調べてみると、第50表および第51表に示すように、母の年令が40才未満の場合にはより文化的な生活がしたい為に母親が働きにでる比率が高く、母の年令が45才を越えている場合には、母以外に働きに出る者がいないか、さもなければ母が働きに出なければ生活に困るような世帯比率が高くなってくる傾向が、あまり顕著ではないが若干見受けられる。他に働く人がいないから母親が働きに出ている世帯は7.4%であるが、これは父親がいないか、あるいは父親が長期疾病のため療養している世帯である。したがって母親の年令も40才以上になると、この比率も急に高くなってくる。母親が働かないと生活に困る世帯は32.5%であるが、母親の年令が25才未満のときには父親の年令も若く、収入も当然少ないので、その33.3%の世帯は母親が働かないと生活に困る世帯である。母の年令が25才以上35才未満のときには児童の年令も幼なく、その養育費も比較的少なくてすむので、母親が働かないと生活に困る世帯の比率も低くなっているが、母親の年令が35才を越えると再び母親が働きに出ないと生活に困る世帯の比率も上昇する。またより文化的な生活をしたい為に母親が働きに出る世帯は37.3%であるが、この場合も母親の年令が25才以上40才未満の場合には、その夫の収入も低いためか、より文化的な生活をするために母親が働きに出る世帯の比率も高くなっている。

第50表 母の年令階層別・働く理由別世帯数

	総 数	自分のほかに働く人がいない	自分が働かないと生活に困る	より文化的な生活をしたい	家にいても仕方がないから	その他	不 明
総 数	1,704 (100.0)	126 (7.4)	553 (32.5)	638 (37.3)	80 (4.7)	306 (18.0)	1 (0.1)
25才未満	18 (100.0)	1 (5.6)	6 (33.3)	7 (38.8)	1 (5.6)	3 (16.7)	—
25～29才	149 (100.0)	4 (2.7)	35 (23.5)	67 (44.9)	12 (8.1)	31 (20.8)	—
30～34才	288 (100.0)	15 (5.2)	85 (29.5)	123 (42.8)	11 (3.8)	54 (18.7)	—
35～39才	398 (100.0)	25 (6.3)	133 (33.4)	159 (40.0)	18 (4.5)	63 (15.8)	—
40～44才	385 (100.0)	39 (10.1)	133 (34.5)	133 (34.5)	13 (3.4)	67 (17.5)	—
45～49才	248 (100.0)	24 (9.7)	87 (35.1)	81 (32.7)	13 (5.2)	43 (17.3)	—
50～54才	162 (100.0)	12 (7.4)	52 (32.1)	52 (32.1)	9 (5.6)	36 (22.2)	1 (0.6)
55～59才	46 (100.0)	5 (10.9)	18 (39.1)	13 (28.3)	3 (6.5)	7 (15.2)	—
60才以上	10 (10.00)	1 (10.0)	4 (40.0)	3 (30.0)	—	2 (20.0)	—

第51表 母の年令階層別・母の働く理由

	経済的理由	文化的理由	その 他	計
25才未満	7 (38.9)	8 (44.4)	3 (16.7)	18
25～29才	39 (26.2)	79 (53.0)	31 (20.8)	149
30～34才	100 (34.7)	134 (46.6)	54 (18.7)	288
35～39才	158 (39.7)	177 (44.5)	63 (15.8)	398
40～44才	172 (34.6)	146 (37.9)	67 (17.3)	385
45～49才	111 (44.8)	94 (37.9)	43 (17.3)	248
50～54才	64 (39.5)	61 (37.7)	36 (22.2)	162
55～59才	23 (50.0)	16 (34.8)	7 (15.2)	46

60才以上	5 (50.0)	3 (30.0)	2 (20.0)	10
計	679 (39.9)	718 (42.0)	306 (18.0)	1,704

次に児童の保護者の就業状況と母親の働く理由との関係を調べてみると、第52表に示すように、母親のほかに働く人がいない世帯の比率が比較的高い世帯は、保護者が就業していない世帯や日雇労務者の世帯である。また母親自身が働きに出ないと生活に困る世帯の比率が高い世帯も、やはり保護者が就業していない世帯や日雇労務者の世帯である。ところがより文化的な生活をするために母親が働きに出る世帯比率の高い世帯は、保護者が公務員またはその他の常用勤労者の世帯であり、母親が家にいても仕方がないから働きに出る世帯の比率が高いのも、やはり保護者が公務員やその他の常用勤労者の世帯である。

第52表 保護者の就業状況別、母の働く理由別世帯数

	総 数	自分のほかに働く人がいない	自分が働く人に困る	より文化的な生活をしたい	家においても仕方がないから	その他	不明
総 数	1,704[60] (100.0)	126[60] (7.4)	553 (32.5)	638 (37.4)	80 (4.7)	306 (17.9)	1 (0.1)
農業主	587[9] (100.0)	41[9] (7.0)	195 (33.2)	209 (35.6)	19 (3.2)	122 (20.8)	1 (0.2)
その他の自営業主	312[11] (100.0)	23[11] (7.4)	74 (23.7)	113 (36.2)	16 (5.1)	86 (27.6)	—
公務員	168[2] (100.0)	10[2] (6.0)	44 (26.2)	75 (44.6)	12 (7.1)	27 (16.1)	—
その他の常用勤労者	443[16] (100.0)	24[16] (5.4)	150 (33.9)	186 (42.0)	30 (6.8)	53 (11.9)	—
日雇労務者	68[9] (100.0)	9[9] (13.2)	37 (54.5)	17 (25.0)	2 (2.9)	3 (4.4)	—
その他の就業者	109[8] (100.0)	13[8] (11.9)	43 (39.5)	38 (34.9)	1 (0.9)	14 (12.8)	—
就業していない	17[5] (100.0)	6[5] (35.3)	10 (58.8)	—	—	1 (5.9)	—

(注) []内の数字は、母子世帯数を再掲したものである。

9. 母親の就業時間

母親が1日に平均何時間ぐらい就業しているかを調べてみると、第53表に示すように、3時間未満のものが3.2%、3時間以上5時間未満のものが9.9% 5時間以上6時間未満のものが11.5%、6時間以上8時間未満のものが16.5% 8時間以上10時間未満のものが42.3%、10時間以上のものが16.3%であって、平均約8時間程度就業していることになる。これを世帯類型別にみると、母子世帯にあっては平均約9時間の就業時間になっており、共かせぎ世帯では平均約8時間である。そしてその他の世帯にあっては、母親は1日平均約6時間半就業することになる。

またこれを世帯種別にみると第54表の通りであるが、これによると生活保護世帯にあっては母親は1日平均約8時間半就業しているが、その他の世帯にあっては1日平均約8時間弱である。

第53表 世帯類型別・1日平均就業時間別世帯数

	総 数	3時間 未 満	3～5時間 未 満	5～6時間 未 満	6～8時間 未 満	8～10時 間未満	10時間 以 上	不 明
総 数	1,704 (100.0)	54 (3.2)	169 (9.9)	196 (11.5)	281 (16.5)	720 (42.3)	278 (16.3)	6 (0.3)
高齢者世帯	3 (100.0)	—	—	—	2 (67.0)	1 (33.0)	—	—
母子世帯	55 (100.0)	—	2 (3.6)	—	9 (16.4)	29 (52.7)	14 (25.5)	1 (1.8)
共かせぎ世帯	1,453 (100.0)	2 (0.1)	155 (10.7)	183 (12.6)	252 (17.4)	619 (42.6)	240 (16.5)	2 (0.1)
その他の世帯	193 (100.0)	52 (27.0)	12 (6.2)	13 (6.7)	18 (9.3)	71 (36.8)	24 (12.4)	3 (1.6)

第54表 世帯種別・1日平均就業時間別世帯数

	総 数	3時間 未 満	3～5時間 未 満	5～6時間 未 満	6～8時間 未 満	8～10時 間未満	10時間 以 上	不 明
総 数	1,704 (100.0)	54 (3.2)	169 (9.9)	196 (11.5)	281 (16.5)	720 (42.3)	278 (16.3)	6 (0.3)
生活保護世帯	17 (100.0)	—	—	—	7 (41.2)	7 (41.2)	3 (17.6)	—
その他の世帯	1,687 (100.0)	54 (3.2)	169 (10.0)	196 (11.6)	274 (16.2)	713 (42.3)	275 (16.3)	6 (0.4)

次に母の就業状況別に母親の就業時間を調べてみると、第55表に示すとおり母親が公務員や常用勤労者の場合には、その8割までが8時間以上10時間未満の就業者であり、母親が日雇労務者である場合には、その7割までが8時間以上10時間未満の就業者である。ところが母親が農業従事者や自営業従事者、また家内労働者である場合やその他の就業者である場合には、母親の就業時間も多様性を帶びている。さらに母親の平均就業時間を母親の就業状況別にみると、農業従事者の場合には平均約5時間45分、その他の自営業従事者の場合には平均約8時間25分、公務員の場合には平均約9時間、その他の常用勤労者、日雇労務者の場合には、それぞれ平均約8時間50分、家内労働者の場合には平均約7時間30分、その他の就業者の場合には平均約7時間55分である。

第55表 母親の就業状況別・1日平均就業時間別世帯数

	総 数	3時間 未 満	3～5時間 未 満	5～6時間 未 満	6～8時間 未 満	8～10時 間未満	10時間 以上	不 明
総 数	1,704 (100.0)	54 (3.2)	169 (9.9)	196 (11.5)	281 (16.5)	720 (42.3)	278 (16.3)	6 (0.3)
農業従事者	749 (100.0)	37 (4.9)	118 (15.8)	124 (16.6)	149 (19.9)	211 (28.2)	109 (14.5)	1 (0.1)
その他の自 営業従事者	279 (100.0)	8 (2.9)	19 (6.8)	36 (12.9)	36 (12.9)	88 (31.6)	91 (32.6)	1 (0.3)
公 務 員	77 (100.0)	—	—	1 (1.3)	6 (7.8)	62 (80.5)	8 (10.4)	—
その他の 常用勤労者	257 (100.0)	—	2 (0.8)	3 (1.2)	29 (11.3)	206 (80.1)	15 (5.8)	2 (0.8)
日雇労務者	74 (100.0)	—	1 (1.4)	1 (1.4)	11 (14.8)	51 (68.9)	10 (13.5)	—
家内労働者	149 (100.0)	6 (4.0)	17 (11.4)	21 (14.1)	29 (19.5)	46 (30.9)	29 (19.5)	1 (0.6)
その他の 就業者	119 (100.0)	3 (2.5)	12 (10.1)	10 (8.4)	21 (17.6)	56 (47.1)	16 (13.5)	1 (0.8)

それでは母親の就業理由と就業時間との間にはどんな関連があるかを第56表によって考察してみよう。母親が自分のほかに働く人がいないから就業してい

る場合には、1日の平均就業時間は約8時間20分程度であり、自分が働かないと生活に困るからという理由で就業している場合も、大体母親が1日平均約8時間20分程度就業している。ところがより文化的な生活をしたいために母親が就業している場合には1日平均約7時間40分程度であり、家にいても仕方がないから母親が働きに出ている場合には、母の就業時間は1日平均約7時間25分程度である。したがって世帯における経済的な理由が主要な理由である場合には、母親の就業時間は1日平均約8時間20分程度であるが、文化的な理由が主要因になっているときには、母親の就業時間はやや短かく、平均1日約7時間半程度であることが解る。

第56表 母の働く時間別・1日平均就業時間別世帯数

	総 数	3時間未満	3~5時間未満	5~6時間未満	6~8時間未満	8~10時間未満	10時間以上	不 明
総 数	1,704 (100.0)	54 (3.2)	169 (9.9)	196 (11.5)	281 (16.5)	720 (42.2)	278 (16.3)	6 (0.4)
自分が働かない人 がいる	126 (100.0)	3 (2.4)	7 (5.6)	10 (7.9)	22 (17.5)	56 (44.4)	27 (21.4)	1 (0.8)
自分が働かないと生活 に困る	553 (100.0)	6 (1.1)	35 (6.3)	45 (8.1)	90 (16.3)	269 (48.7)	108 (19.5)	
より文化的 な生活をし たい	638 (100.0)	23 (3.6)	61 (9.6)	89 (13.9)	107 (16.8)	276 (43.2)	79 (12.4)	3 (0.5)
家にいても 仕方がない から	80 (100.0)	4 (5.0)	13 (16.3)	6 (7.5)	13 (16.3)	35 (43.6)	9 (11.3)	
その 他	306 (100.0)	18 (5.9)	53 (17.3)	46 (15.0)	49 (16.0)	84 (27.5)	55 (18.0)	1 (0.3)
不 明	1							1

10. 児童に対する関心度

母親が就業している場合、行先などについて子供との間に充分連絡をとっているか否かを調べてみたところ、第57表に示すように、その約8割は行先などについて親子間の連絡を充分とっており、子供との間の連絡をしたりしなかつ

たりしている世帯が約1割5分で、全く連絡をとっていない世帯が約5%程度であった。しかし母の就業状況と親子間の連絡状況との間にはあまり大差は見受けられず、どのような仕事に従事していても殆んど母親は子供のことについて気をくばり親子間の連絡をとっている。

第57表 母の就業状況別・親子間連絡の有無別世帯数

	総 数	している	したり、し なかつたり	しない	不 明
総 数	2,938(100.0)	2,360(80.3)	425(14.5)	147 (5.0)	6(0.2)
農業従事者	749(100.0)	593(79.2)	119(15.9)	35 (4.7)	2(0.2)
その他の 自営業従事者	279(100.0)	219(78.5)	48(17.2)	12 (4.3)	—
公 務 員	77(100.0)	61(79.2)	11(14.3)	5 (6.5)	—
その他の 常用勤労者	257(100.0)	199(77.4)	43(16.7)	13 (5.1)	2(0.8)
日雇労務者	74(100.0)	59(79.7)	13(17.6)	2 (2.7)	—
家内労働者	149(100.0)	117(78.5)	25(16.8)	7 (4.7)	—
その他の 就業者	119(100.0)	101(84.8)	14(11.8)	4 (3.4)	—
就業して ない	1,234(100.0)	1,011(81.9)	152(12.3)	69 (5.6)	2(0.2)

ところが母親の子供に対する関心度について調べてみると、第8表に示すように母親の年令と児童に対する関心との間には密接な関係がみられる。母親が子供たちのことについて気にしている世帯は72.9%、気にしていない世帯は1.4%、子供を信頼している世帯は24.7%、子供を放任している世帯は0.8%であるが、母親の年令が若く、35才未満であるときには子供も幼ないので、当然母親が子供のことを気にしている比率も高く、その8割以上の世帯が子供のことを気にしているが、母親の年令が35才以上になると子供も大きくなってくるので、子供を信頼しているという世帯比率も急に増加していく。しかし子供のことを気にしない母親や子供を放任している母親の世帯比率は母親の年令とあまり関係がない。

次に母親の就業状況と児童に対する関心度との関係を調べてみると、第59表

に示すように就業状況にはあまり顕著な特色を見出すことはできないが、母親が日雇労務者である場合には子供のことを気にしない母や放任している母の比率が他の世帯に較べて特に高いことが目立っている。母親が公務員や農業従事者の場合には子供のことを気にしている母親の比率がやや高く、母親が常用勤労者または自営業従事者の場合には子供を信頼している母親の比率がやや高いようである。

さらに母親が働きに出る理由と子供に対する関心との関係を調べてみると、第60表に示すように、子供のことを気にしない母親の比率が他の世帯に較べてやや高いのは母親が家にいても仕事がないから働きに出ている世帯の場合であり、子供を放任している母親の比率が他の世帯に較べてやや高いのは母親以外に働く人のいない世帯の場合である。そして母親が働かないと生活に困る世帯では、子供のことを気にしている母親の比率が他の世帯に較べてやや高いようである。

第58表 母の年令階層別・児童に対する関心別世帯数

	総 数	気にして いる	気にしない	信頼して いる	放任して いる	不 明
総 数	2,938 (100.0)	2,141 (72.9)	41 (1.4)	727 (24.7)	24 (0.8)	5 (0.2)
25才 未 満	43 (100.0)	35 (81.4)	1 (2.3)	6 (14.0)	—	1 (2.3)
25 ~ 29才	293 (100.0)	266 (90.8)	3 (1.0)	24 (8.2)	—	—
30 ~ 34才	545 (100.0)	449 (82.4)	7 (1.3)	84 (15.4)	3 (0.5)	2 (0.4)
35 ~ 39才	668 (100.0)	483 (72.3)	13 (2.0)	165 (24.7)	6 (0.9)	1 (0.1)
40 ~ 44才	598 (100.0)	403 (67.4)	7 (1.2)	183 (30.6)	5 (0.8)	—
45 ~ 49才	420 (100.0)	270 (64.3)	6 (1.4)	140 (33.3)	4 (1.0)	—
50 ~ 54才	259 (100.0)	172 (66.4)	2 (0.8)	82 (31.6)	3 (1.2)	—
55 ~ 59才	80 (100.0)	39 (48.8)	2 (2.5)	36 (45.0)	2 (2.5)	1 (1.2)
60才 以 上	32 (100.0)	24 (75.0)	—	7 (21.9)	1 (3.1)	—

第59表 母の就業状況別・児童に対する関心別世帯数

	総 数	気にして いる	気にしな い	信頼して いる	放任して いる	不 明
総 数	2,938 (100.0)	2,141 (72.9)	41 (1.4)	727 (24.7)	24 (0.8)	5 (0.2)
農業従事者	749 (100.0)	565 (75.4)	8 (1.1)	174 (23.2)	2 (0.3)	—
その他の 自営業従事者	279 (100.0)	198 (71.0)	4 (1.4)	74 (26.5)	3 (1.1)	—
公務員	77 (100.0)	60 (77.9)	1 (1.3)	16 (20.8)	—	—
その他の 常用勤労者	257 (100.0)	177 (68.9)	5 (1.9)	70 (27.2)	3 (1.2)	2 (0.8)
日雇労務者	74 (100.0)	48 (64.8)	2 (2.7)	19 (25.7)	5 (0.8)	—
家内労働者	149 (100.0)	110 (73.8)	2 (1.4)	34 (22.8)	3 (2.0)	—
その他の就業者	119 (100.0)	86 (72.3)	3 (2.5)	28 (23.5)	2 (1.7)	—
就業していない	1,234 (100.0)	897 (72.7)	16 (1.3)	312 (25.3)	6 (0.5)	3 (0.2)

第60表 母の働く理由別・児童に対する関心別世帯数

	総 数	気にして いる	気にしな い	信頼して いる	放任して いる	不 明
総 数	1,704 (100.0)	1,244 (73.0)	25 (1.5)	415 (24.3)	18 (1.1)	2 (0.1)
自分のはかに働く人がいない	126 (100.0)	85 (67.4)	—	38 (30.2)	3 (2.4)	—
自分が働かないと生活に困る	553 (100.0)	421 (76.2)	9 (1.6)	113 (20.4)	10 (1.8)	—
より文化的な生活をしたい	638 (100.0)	463 (72.6)	7 (1.1)	163 (25.5)	3 (0.5)	2 (0.3)
家にいても仕方がないから	80 (100.0)	49 (61.2)	3 (3.8)	28 (35.0)	—	—
その他の	306 (100.0)	226 (73.8)	6 (2.0)	72 (23.5)	2 (0.7)	—
不明	1	—	—	1	—	—

E. 家庭児童の状況

1. 要保護児童の状況

わが国は世界でも類例のないほど義務教育が普及している国であるから、兵庫県における小中学生の就学率も極めて高く、本調査においても 99.7% を示している。第61表は性別にみた小中学生の就学率であるが、男子の就学率は 99.5%、女子の就学率は 99.9% であり、長期欠席児童は全体の約 0.2% に過ぎない。

第61表 児童の性別・小中学生の就学状況

	総 数	就学している	就 学 免 除	長 欠 (本年4月から 20日以上)
総 数	3,513(100.0)	3,503 (99.7)	2 (0.1)	8 (0.2)
男	1,725(100.0)	1,716 (99.5)	2 (0.1)	7 (0.4)
女	1,788(100.0)	1,787 (99.9)	—	1 (0.1)

次に要保護児童の有無について調べてみると、第62表に示すように、全児童の 96.4% は要保護児童でないが、全児童の 96.4% は要保護児童でないが、全児童の 3.5% はなんらかの要保護性を帯びた児童である。この中に保育に欠ける要保護児童が 1.3%、素行不良の要保護児童が 0.2%、精神薄弱児が 0.2%、肢体不自由児が 0.4%、言語障害児が 0.1%、視覚障害児が 0.3%、養護困難児が 0.7% 含まれている。要保護児童の種類を性別で検討してみると、男子の素行不良児は 0.3% であるのに女子の素行不良児は 0.1% であるという点、また保育に欠ける子供も男子では 1.5% であるのに女子では 1.1% である点が若干違う程度で、それほど性別の差異は認められない。

また市郡別に要保護児童の種類をみた場合にも、第63表に示すように地区別の差異はそれほど顕著には現われていない。ところが世帯の種別に要保護児童を調べてみると、そこには顕著な差異が現われている。第64表に示すよう

に、生活保護世帯にあっては要保護児童の比率が高く、とりわけ保育に欠ける児童の数が 13.2% にも達している点は注目すべきである。生活保護世帯の絶対数が少なく、その上に養護困難児や視覚障害児や素行不良児は各 1 名ずつしかいないので、この資料からは一般世帯との詳細にわたる比較はできないが、被保護世帯における要保護児童の比率が 31.5% にも及んでいる点からみれば、一般世帯よりも遙かに要保護児童の比率は高いといえる。

第62表 児童の性別・要保護児童の種類別児童数

	総 数	養護 困難	視覚 障害	言語・ 聴 力 障 害	し 体 不 自由	精神 薄弱	素行 不良	保育に 欠ける 者	その他	要保護 児童で ない	不明
総 数	5,962 (100.0)	5 (0.1)	20 (0.3)	7 (0.1)	27 (0.4)	10 (0.2)	12 (0.2)	76 (1.3)	53 (0.9)	5,748 (96.4)	4 (0.1)
男	2,990 (100.0)	4 (0.1)	11 (0.4)	6 (0.2)	14 (0.4)	5 (0.2)	8 (0.3)	45 (1.5)	27 (0.9)	2,868 (95.9)	2 (0.1)
女	2,970 (100.0)	1 (0.0)	9 (0.3)	1 (0.0)	13 (0.4)	5 (0.2)	4 (0.1)	31 (1.1)	26 (0.9)	2,880 (96.9)	2 (0.1)

第63表 市郡別・要保護児童の種類別児童数

	総 数	養護 困難	視覚 障害	言語・ 聴 力 障 害	し 体 不 自由	精神 薄弱	素行 不良	保育に 欠ける 者	その他	要保護 児童で ない	不明
総 数	5,962 (100.0)	5 (0.1)	20 (0.3)	7 (0.1)	27 (0.4)	10 (0.2)	12 (0.2)	76 (1.3)	53 (0.9)	5,748 (96.4)	4 (0.1)
市 部	3,114 (100.0)	1 (0.0)	10 (0.3)	4 (0.1)	12 (0.4)	4 (0.1)	5 (0.2)	36 (1.2)	42 (1.4)	2,996 (96.2)	4 (0.1)
郡 部	2,848 (100.0)	4 (0.1)	10 (0.4)	3 (0.1)	15 (0.5)	6 (0.2)	7 (0.2)	40 (1.4)	11 (0.4)	2,752 (96.7)	—

第64表 世帯種別・要保護児童の種類別児童数

	総 数	養護 困難	視覚 障害	言語・ 聴 力 障 害	し 体 不 自由	精神 薄弱	素行 不良	保育に 欠ける 者	その他	要保護 児童で ない	不明
総 数	5,962 (100.0)	5 (0.1)	20 (0.3)	7 (0.1)	27 (0.5)	10 (0.1)	12 (0.2)	76 (1.3)	53 (0.9)	5,748 (96.4)	4 (0.1)
生活保 護世帯	38 (100.0)	1 (2.6)	1 (2.6)	—	—	—	—	1 (2.6)	5 (13.2)	4 (10.5)	26 (68.5)
その他の世帯	5,924 (100.0)	4 (0.1)	19 (0.3)	7 (0.1)	27 (0.5)	10 (0.2)	11 (0.2)	71 (1.2)	49 (0.8)	5,722 (96.5)	4 (0.1)

次に家庭における父母の状況別に要保護児童のいる比率を調べてみると、第65表に示すように両親欠損の世帯では要保護児童は22%、父親欠損の世帯では要保護児童は9.8%、母親欠損の世帯では12.3%、両親別居世帯では8.7%、母親が勤めに出ている世帯では7.1%、その他の世帯では2.1%となっており、両親が欠損している世帯の要保護児童比率が高い。ことに保育に欠ける児童の比率が高い世帯は母親または両親のいない世帯であるのが目立っている。

第65表 父母の状況別・要保護者児童の種類別児童数

	総数	養護困難	視覚障害	言語・聴覚障害	し不自由	精神薄弱	素行不良	保育に欠ける者	その他	要保護児童でない	不明
総 数	5,962 (100.0)	5 (0.1)	20 (0.3)	7 (0.1)	27 (0.4)	10 (0.2)	12 (0.2)	76 (1.3)	53 (0.9)	5,748 (96.4)	4 (0.1)
父も母もいない	32 (100.2)	2 (6.3)	—	—	—	—	2 (6.3)	2 (6.3)	1 (3.1)	25 (78.0)	—
父がいない	257 (100.0)	—	3 (1.2)	1 (0.4)	1 (0.4)	2 (0.8)	1 (0.4)	11 (4.3)	6 (2.3)	232 (90.2)	—
母がいない	65 (100.0)	1 (1.5)	—	—	—	1 (1.5)	—	6 (9.3)	—	57 (87.7)	—
1年以内に父が別れて母が別れて暮らしている	185 (100.0)	—	1 (0.6)	1 (0.6)	3 (1.6)	—	3 (1.6)	8 (4.3)	—	169 (91.3)	—
母が勤めに出ていている	790 (100.0)	1 (0.1)	6 (0.8)	1 (0.1)	6 (0.8)	2 (0.2)	2 (0.2)	32 (4.1)	6 (0.8)	730 (92.4)	4 (0.5)
以上のいずれも該当しない	4,633 (100.0)	1 (0.0)	10 (0.2)	4 (0.1)	17 (0.4)	5 (0.1)	4 (0.1)	17 (0.4)	40 (0.8)	4,535 (97.9)	—

また世帯の収入階層別に要保護児童比率を調べてみると、第66表に示すように低所得階層ほど要保護児童のいる比率が高く、ことに世帯の現金収入が1万円未満である世帯にあっては保育に欠ける児童の比率が高く、世帯収入が3万円以上になると要保護児童のいる比率が低下している。

さらに住宅附近の環境と要保護児童との関係を調べてみると、第67表に示すように工場地帯に住宅がある場合には約9%の児童が要保護児童という結果になっている。

第66表 収入階層別・要保護児童の種類別児童数

	総 数	養護困難	視覚障害	言語・聴力障害	し体不自由
総 数	5,962(100.0)	5 (0.1)	20 (0.3)	7 (0.1)	27 (0.4)
5,000 円 未 満	18(100.0)	1 (5.6)	—	—	—
5,000～9,999円	45(100.0)	—	1 (2.2)	—	—
10,000～14,999円	173(100.0)	1 (0.6)	1 (0.6)	—	1 (0.6)
15,000～19,999円	287(100.0)	—	1 (0.3)	—	1 (0.3)
20,000～29,999円	1,017(100.0)	—	3 (0.3)	5 (0.5)	7 (0.7)
30,000～39,999円	1,252(100.0)	—	1 (0.1)	1 (0.1)	7 (0.5)
40,000～49,999円	1,130(100.0)	2 (0.2)	7 (0.6)	1 (0.1)	4 (0.3)
50,000～59,999円	878(100.0)	—	3 (0.3)	—	4 (0.5)
60,000円 以 上	1,144(100.0)	1 (0.1)	3 (0.3)	—	3 (0.3)
不 明	18	—	—	—	—

	精神薄弱	素行不良	保育に欠ける者	その 他	要保護児童でない	不 明
総 数	10 (0.2)	12 (0.2)	76 (1.3)	53 (0.9)	5,748(96.4)	4 (0.1)
5,000 円 未 満	—	—	1 (5.6)	—	16(88.8)	—
5,000～9,999円	—	—	4 (8.9)	3 (6.7)	37(82.2)	—
10,000～14,999円	3 (1.7)	1 (0.6)	2 (1.1)	4 (2.3)	160(92.5)	—
15,000～19,999円	1 (0.3)	2 (0.7)	6 (2.1)	2 (0.7)	274(95.6)	—
20,000～29,999円	3 (0.3)	7 (0.7)	25 (2.5)	7 (0.7)	960(94.3)	—
30,000～39,999円	1 (0.1)	—	15 (1.2)	6 (0.5)	1,220(97.4)	1 (0.1)
40,000～49,999円	2 (0.2)	1 (0.1)	12 (1.1)	14 (1.2)	1,087(96.2)	—
50,000～59,999円	—	—	3 (0.3)	7 (0.8)	861(98.1)	—
60,000円 以 上	—	1 (0.1)	8 (0.7)	10 (0.8)	1,115(97.4)	3 (0.3)
不 明	—	—	—	—	18	—

第67表 住宅附近の環境別・要保護児童の種類別児童数

	総 数	養護困難	視覚障害	言語・聴力障害	しつけ不自由	精神薄弱	素行不良	保育に欠ける者	その他	要保護児童でない	不明
総 数	5,962 (100.0)	5 (0.1)	20 (0.3)	7 (0.1)	27 (0.4)	10 (0.2)	12 (0.2)	76 (1.3)	53 (0.9)	5,748 (96.4)	4 (0.1)
歓楽街	35 (100.0)	—	—	—	—	—	—	—	—	35 (100.0)	—
商店街	507 (100.0)	—	—	1 (0.2)	—	2 (0.4)	—	8 (1.6)	7 (1.4)	489 (96.4)	—
工場地帯	66 (100.0)	—	—	1 (1.5)	1 (1.5)	—	—	2 (3.0)	2 (3.0)	60 (91.0)	—
住宅地帯	2,128 (100.0)	—	8 (0.4)	1 (0.0)	8 (0.4)	2 (0.1)	5 (0.2)	30 (1.4)	25 (1.2)	2,045 (96.1)	4 (0.2)
農山村	3,055 (100.0)	5 (0.2)	12 (0.4)	4 (1.0)	17 (0.6)	6 (0.2)	4 (0.1)	35 (1.1)	19 (0.6)	2,953 (96.7)	—
漁村	171 (100.0)	—	—	—	1 (0.6)	—	3 (1.8)	1 (0.6)	—	166 (97.0)	—

次に保護者の就業状況と要保護児童との関係を検討してみると第68表に示めすように、保護者が日雇労務者である児童は他の児童に較べると要保護児童である比率が非常に高く、約 15.6% にも達している。とりわけ保育に欠ける児童や素行不良児童の比率の高いのが目立っている。このことは保護者だけではなく母親の就業状況からみても、第69表に示めすように全く同じ傾向を示めている。すなわち母親が日雇労務者である世帯では、先にみたのと同じようく要保護児童の比率が高く、とりわけ保育に欠ける児童や素行不良の児童比率が他の世帯に較べると非常に高くなっている。なお第70表に示めすとおり、要保護児童であって就学を免除されているものは肢体不自由児であり、要保護児童で長期欠席児童になっているものは肢体不自由児と保育に欠ける児童である。

第68表 母の就業状況別・要保護児童の種類別児童数

	総 数	養護困難	視覚障害	言語・聴力障害	しづか不自由
総 数	5,931(100.0)	5 (0.1)	20 (0.3)	7 (0.1)	27 (0.5)
農業従事者	1,556(100.0)	2 (0.1)	5 (0.3)	3 (0.2)	5 (0.3)
その他の自営業従事者	598(100.0)	—	—	—	4 (0.7)
公務員	137(100.0)	1 (0.7)	1 (0.7)	—	—
その他の常用勤労者	529(100.0)	—	4 (0.8)	1 (0.2)	2 (0.4)
日雇労務者	161(100.0)	1 (0.6)	2 (1.2)	—	3 (1.9)
家内労働者	293(100.0)	—	1 (0.3)	—	1 (0.3)
その他の就業者	248(100.0)	—	2 (0.8)	—	3 (1.2)
就業していない	2,409(100.0)	1 (0.0)	5 (0.2)	3 (0.1)	9 (0.4)

	精神薄弱	素行不良	保育に欠ける者	その他	要保護児童でない	不明
総 数	9(0.2)	11(0.2)	69 (1.1)	53 (0.9)	5,726(96.5)	4(0.1)
農業従事者	3(0.2)	3(0.2)	9 (0.6)	11 (0.7)	1,515(97.4)	—
その他の自営業従事者	—	1(0.2)	2 (0.3)	1 (0.2)	590(98.6)	—
公務員	—	—	5 (3.7)	—	129(94.2)	1(0.7)
その他の常用勤労者	4(0.8)	—	20 (3.8)	5 (0.9)	490(92.6)	3(0.5)
日雇労務者	—	5(3.1)	26(16.1)	3 (1.9)	121(75.2)	—
家内労働者	—	1(0.3)	1 (0.3)	2 (0.7)	287(98.1)	—
その他の就業者	—	—	5 (2.0)	4 (1.6)	234(94.4)	—
就業していない	2(0.1)	1(0.0)	1 (0.0)	27 (1.1)	2,360(98.1)	—

第69表 母の就業別・要保護児童の種類別児童数

	総 数	養護困難	視覚障害	言語・聴力障害	し不自由	体不自由	精神薄弱	素行不良	保育に欠ける者	その他	要保護児童でない	不明
総 数	5,931 (100.0)	5 (0.1)	20 (0.3)	7 (0.1)	27 (0.5)	9 (0.1)	11 (0.2)	69 (1.2)	53 (0.9)	5,726 (96.5)	4 (0.1)	
農業従事者	1,556 (100.0)	2 (0.1)	5 (0.3)	3 (0.2)	5 (0.3)	3 (0.2)	3 (0.2)	9 (0.6)	11 (0.7)	1,515 (97.4)		
その他の自営業従事者	598 (100.0)	—	—	—	4 (0.7)	—	1 (0.2)	2 (0.3)	1 (0.2)	590 (98.6)		
公務員	137 (100.0)	1 (0.7)	1 (0.7)	—	—	—	—	5 (3.7)	—	129 (94.2)	1 (0.7)	
その他の常勤労働者	529 (100.0)	—	4 (0.8)	1 (0.2)	2 (0.4)	4 (0.8)	—	20 (3.8)	5 (0.9)	490 (92.6)	3 (0.5)	
日雇労務者	161 (100.0)	1 (0.6)	2 (1.2)	—	3 (1.9)	—	5 (3.1)	26 (16.1)	3 (1.9)	121 (75.2)		
家内労働者	293 (100.0)	—	1 (0.3)	—	1 (0.3)	—	1 (0.3)	1 (0.3)	2 (0.7)	287 (98.0)		
その他の就業者	248 (100.0)	—	2 (0.8)	—	3 (1.2)	—	—	5 (2.0)	4 (1.6)	234 (94.4)		
就業していない	2,409 (100.0)	1 (0.0)	5 (0.2)	3 (0.1)	9 (0.4)	2 (0.1)	1 (0.0)	1 (0.0)	27 (1.1)	2,360 (98.1)		

第70表 小・中学生の就学状況別・要保護児童の種類別児童数

	総 数	養護困難	視覚障害	言語・聴力障害	し不自由	体不自由	精神薄弱	素行不良	保育に欠ける者	その他	要保護児童でない	不明
総 数	3,513 (100.0)	4 (0.1)	14 (0.4)	4 (0.1)	19 (0.5)	4 (0.1)	7 (0.2)	52 (1.5)	34 (1.0)	3,371 (96.0)	4 (0.1)	
就学している	3,503 (100.0)	4 (0.1)	14 (0.4)	4 (0.1)	16 (0.4)	4 (0.1)	7 (0.2)	51 (1.5)	34 (1.0)	3,365 (96.1)	4 (0.1)	
就学免除	2 (100.0)	—	—	—	2 (100.0)	—	—	—	—	—	—	
長欠(本年4月から5月20日以上)	8 (100.0)	—	—	—	1 (12.5)	—	—	1 (12.5)	1 (12.5)	6 (75.0)	—	

2. 児童の長期傷病の有無

児童 5,962人のうち長期傷病児童は全体の 1.3%であって、男女別による長

期傷病率の差は認められないが、第71表に示すように年令別にみると若干の差が認められ、就学年令である6才以上の児童の長期傷病率は1.5%であるのに対し、学令前の児童の場合は1.0%と、やや低い。

またこれを世帯種別にみたのが第72表であるが、生活保護世帯の児童はその数が僅かに38人しか抽出されていないので、長期傷病のある児童はこの調査では被保護世帯の中には含まれていない結果となっている。

しかしながら第73表に示すように母親の就業状況別に児童の長期傷病率を調べてみると、かなり目立った差異が表われている。すなわち母親が公務員や農業従事者である児童では、長期傷病児童である比率は低いが、母親が日雇労務者である場合では、長期傷病児童の比率は8.1%に達している。

第71表 児童の年令階層別・性別・長期傷病の有無別児童数

		総 数	あり	なし	不明
総 数	総数	5,962(100.0)	77 (1.3)	5,882(98.6)	3 (0.1)
	男	2,990(100.0)	38 (1.3)	2,951(98.7)	1 (0.0)
	女	2,972(100.0)	39 (1.3)	2,931(98.6)	2 (0.1)
1才未満	総数	106(100.0)	1 (0.9)	105(99.1)	—
	男	50	—	50	—
	女	56	1	55	—
1～2才	総数	376(100.0)	—	375(99.7)	1 (0.3)
	男	169	—	169	—
	女	207	—	206	1
3～5才	総数	706(100.0)	7 (1.0)	699(99.0)	—
	男	373	3	370	—
	女	333	4	329	—
6～8才	総数	875(100.0)	13 (1.5)	861(98.4)	1 (0.1)
	男	432	7	424	1
	女	443	6	437	—

9 ~ 11 才	総数	1,106(100.0)	15 (1.4)	1,091(98.6)	—
	男	541	4	537	—
	女	565	11	554	—
12 ~ 14 才	総数	1,310(100.0)	19 (1.5)	1,291(98.5)	—
	男	644	12	632	—
	女	666	7	659	—
15 ~ 17 才	総数	1,483(100.0)	22 (1.5)	1,460(98.4)	1 (0.1)
	男	781	12	769	—
	女	702	10	691	1

第72表 世帯種別・児童の長期傷病の有無別児童数

	総 数	あ り	な し	不 明
総 数	5,962(100.0)	77 (1.3)	5,882(98.6)	3 (0.1)
生活保護世帯	38(100.0)	—	38(100.0)	—
その他の世帯	5,924(100.0)	77 (1.3)	5,844(98.6)	3 (0.1)

第73表 母の就業状況別・児童の長期傷病の有無別児童数

	総 数	あ り	な し	不 明
総 数	5,931(100.0)	76 (1.3)	5,852(98.6)	3 (0.1)
農業従事者	1,556(100.0)	14 (0.9)	1,541(99.0)	1 (0.1)
その他の自営業従事者	598(100.0)	8 (1.3)	590(98.7)	—
公務員	137(100.0)	1 (0.7)	135(98.6)	1 (0.7)
その他の常用労働者	529(100.0)	6 (1.1)	522(98.7)	1 (0.2)
日雇労務者	161(100.0)	5 (3.1)	156(96.9)	—
家内労働者	293(100.0)	6 (2.0)	287(98.0)	—
その他の就業者	248(100.0)	5 (2.0)	243(98.0)	—
就業していない	2,409(100.0)	31 (1.3)	2,378(98.7)	—

3. 児童の月平均こづかい

6才以上の児童を対象に1ヶ月平均の小使錢の額を調べてみると次の通りであった。すなわち児童の1ヶ月平均小使錢は約824円であるが、500円以上1,000円未満の児童が最も多く、全体の3.9%を占めている。次に多いのは300円以上500円未満で22.9%に及び、これに次いで多いのが1,000円以上2,000円未満のもので、全体の22.0%を占めている。児童の小使錢は男女別によって比較してみると、男の子は月平均約871円、女の子は月平均約815円であって、男の方が女の子よりも僅かばかり多いようである。第74表は児童の月平均小使錢を男女別、年令別にみたもので、男女別にみた小使錢の差はあまり大きくなないが、年令別にみるとその差はかなり顕著あり、年令が増加するにつれて小使錢の額は上昇し、特に児童が中学校を卒業して15才以上になると急に増大する。すなわち6才から8才までの児童は月平均小使錢は591円であり、300円以上500円未満の小使錢を貰う者が最も多い。9才から11才までの児童では月平均605円であり、500円以上1,000円未満のものが最も多い。12才以上14才までの児童では月平均720円であり、500円以上1,000円未満のものが最も多い。ところが児童が中学校を卒業する年令になると急に小使錢の額は増加して、月平均約2,015円になり、1,000円以上1,500円未満のものが最も多い。

第74表 児童の年令階層別・性別・月平均こづかい別児童数

		総 数	300 円 未 満	300 ~ 499 円	500 ~ 999 円	1,000 ~ 1,999 円	2,000 ~ 2,999 円	3,000 ~ 4,999 円	5,000 円以上	不明	平均額 (円)
総 数	総 数	4,774 (100.0)	620 (13.0)	1,092 (22.9)	1,762 (36.9)	1,051 (22.0)	120 (2.5)	44 (0.9)	9 (0.2)	76 (1.6)	824
	男	2,398 (100.0)	292 (12.1)	525 (21.9)	892 (37.2)	559 (23.3)	61 (2.6)	25 (1.0)	6 (0.3)	38 (1.6)	871
	女	2,376 (100.0)	328 (13.8)	567 (23.9)	870 (36.6)	492 (20.7)	59 (2.5)	19 (0.8)	3 (0.1)	38 (1.6)	815

	総数	875 (100.0)	215 (24.6)	277 (31.7)	261 (29.8)	97 (11.1)	8 (0.9)	1 (0.1)	—	16 (1.8)	591
6~8才	男	432	98	131	143	51	5	—	—	4	—
	女	443	117	146	118	46	3	1	—	12	—
	総数	1,106 (100.0)	195 (17.6)	375 (33.9)	417 (37.7)	106 (9.6)	3 (0.3)	1 (0.1)	—	9 (0.8)	605
9~11才	男	541	90	185	207	54	2	—	—	3	—
	女	565	105	190	210	52	1	1	—	6	—
	総数	1,310 (100.0)	164 (12.5)	303 (23.1)	622 (47.5)	200 (15.3)	7 (0.5)	1 (0.1)	—	13 (1.0)	720
12~14才	男	644	77	138	216	101	2	1	—	9	—
	女	666	87	165	306	99	5	—	—	4	—
	総数	1,483 (100.0)	46 (3.1)	137 (9.2)	462 (31.2)	648 (43.7)	102 (6.9)	41 (2.8)	9 (0.6)	38 (2.5)	2,015
15~17才	男	781	27	71	226	353	52	24	6	22	—
	女	702	19	66	236	295	50	17	3	16	—

次に母親の就業状況別にみた児童の月平均小使銭を調べたところ、第75表の通りであった。これによると母親が農業従事者である場合が児童の小使銭は最も少なく、月平均約743円あり、500円以上1,000円未満のものがその32.7%を占めている。一方母親がその他の自営業従事者である場合は児童の小使銭が最も多く、月平均約973円であり、500円以上1,000円未満のものがその43.4%を占めている。母親が公務員である場合には月平均約867円であり、500円以上1,000円未満のものがその41.6%を占めている。母親がその他の常用勤労者である場合には月平均836円であり、500円以上1,000円未満のものがその42.3%を占めている。また母親が日雇労務者である場合には月平均786円であ

り、500円以上 1,000円未満のものがその 33.6%を占めている。母親が家内労働者である場合は月平均 769円で、500円以上 1,000円未満のものがその39.5%を占め、母親がその他の仕事に就業している場合は、児童の小使銭の額は月平均 794円となっている。就業していない児童では、その月平均小使銭は約 889円である。したがって母親が農業従事者、日雇労務者、家内労働者またはその他の就業者などの場合は、児童の小使銭額も比較的少なく、母親が自営業従事者、公務員、不就業などの場合には、児童の小使銭も比較的多いようである。

第75表 母の就業状況別・月平均こづかい別児童数

	総 数	300 円 未 満	300~ 499円	500~ 999円	1,000~ 1,999 円	2,000~ 2,999 円	3,000~ 4,999 円	5,000 円以上	不明	平均額 (円)
総 数	4,748 (100.0)	619 (13.0)	1,088 (22.9)	1,754 (37.0)	1,039 (21.9)	120 (2.5)	43 (0.9)	9 (0.2)	76 (1.6)	—
農業従事者	1,283 (100.0)	237 (18.5)	340 (26.5)	420 (32.7)	233 (18.2)	23 (1.8)	11 (0.9)	—	19 (1.4)	743
その他の 自営業従事者	486 (100.0)	39 (8.0)	78 (16.0)	211 (43.4)	131 (27.0)	18 (3.7)	7 (1.5)	1 (0.2)	1 (0.2)	973
公務員	89 (100.0)	7 (7.9)	20 (22.5)	37 (41.6)	22 (24.7)	3 (3.3)	—	—	—	867
その他の 常用勤労者	477 (100.0)	52 (10.9)	100 (21.0)	202 (42.3)	96 (20.1)	10 (2.1)	5 (1.1)	—	12 (2.5)	836
日雇労務者	152 (100.0)	19 (12.5)	48 (31.6)	51 (33.6)	27 (17.8)	4 (2.6)	2 (1.3)	—	1 (0.6)	786
家内労働者	238 (100.0)	46 (19.4)	46 (19.4)	94 (39.5)	42 (17.6)	4 (1.7)	2 (0.8)	2 (0.8)	2 (0.8)	796
その他の 就業者	209 (100.0)	22 (10.5)	53 (25.4)	89 (42.6)	36 (17.2)	6 (2.9)	1 (0.5)	—	2 (0.9)	794
就業して いな い	1,814 (100.0)	197 (10.9)	403 (22.2)	650 (35.8)	452 (24.9)	52 (2.9)	15 (0.8)	6 (0.3)	39 (2.2)	889

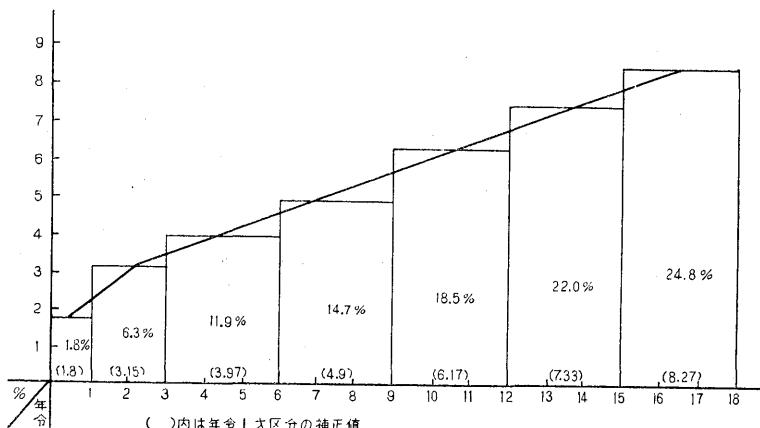
4. 児童の年令別人口構造

児童の年令別人口構造を調べてみると、第11図に示すように戦後における出

生率の低下傾向が顕著に現われている。まず満1才以上満3才未満の児童を1才年令区分に補正すると平均3.15%となる。また満3才以上の児童と学童については3才年令区分で調査されているので、これを1才年令区分に補正すれば、満3才以上満6才未満の就学前児童は平均3.97%である。このように1才年令区分に補正すると、小学生の低学年では平均4.9%であり、小学生の高学年では平均6.17%、中学生は7.33%であり、義務教育を卒業した満18才未満の児童は平均8.27%である。このことから推察できるように、戦後における出産抑制の傾向はかなり顕著に現われているので、今後十数年間というものは若い労働力が極端に不足してくることが予測される。

次に母親の就業状況別にみた児童の年令階層別構成を調べてみると、第76表および第12図と第13図に示すように、母親が公務員である場合を除いては、年と共に出生率は低下し、年令階層別にみた児童の人口構造は遞減しつつあることが解る。とりわけ母親が日雇労務者や常用勤労者の場合には、児童ほど人口数が遞減しつつある傾向が顕著である。ただ公務員の母親の場合のみ戦後における出生率はあまり変化がなく、年令別にみた児童の人口構造も横ばい状態である。

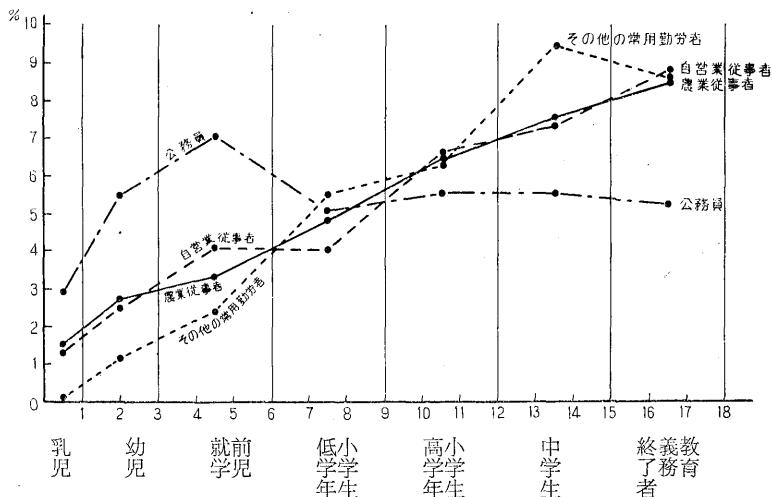
第11図 児童の年令階層別人口構造



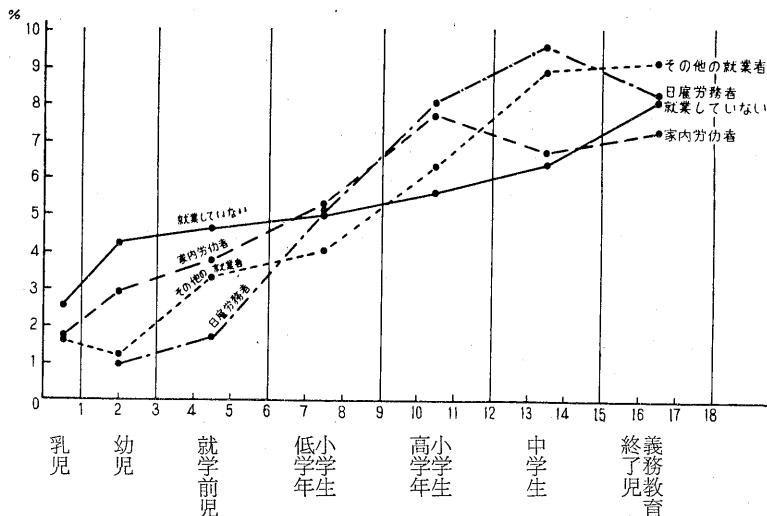
第76表 母の就業状況別・児童の年令階層別児童数

	総 数	1才未満	1~2才	3~5才	6~8才	9~11才	12~14才	15~17才
総 数	5,931 (100.0)	106 (1.8)	372 (6.3)	705 (11.9)	872 (14.7)	1,101 (18.5)	1,302 (22.0)	1,473 (24.8)
農業従事者	1,556 (100.0)	23 (1.5)	86 (5.5)	164 (10.5)	227 (14.6)	300 (19.3)	357 (22.9)	399 (25.7)
その他の自営業従事者	598 (100.0)	8 (1.3)	30 (5.0)	74 (12.4)	73 (12.2)	118 (19.8)	134 (22.4)	161 (26.9)
公務員	137 (100.0)	4 (2.9)	15 (10.9)	29 (21.2)	21 (15.3)	23 (16.8)	23 (16.8)	22 (16.1)
その他の常用勤労者	529 (100.0)	2 (0.4)	12 (2.3)	38 (7.2)	88 (16.6)	101 (19.1)	151 (28.5)	137 (25.9)
日雇労務者	161 (100.0)	— —	3 (1.9)	8 (5.0)	25 (15.5)	39 (24.2)	46 (28.6)	40 (24.8)
家内労働者	293 (100.0)	5 (1.7)	17 (5.8)	33 (11.3)	47 (16.0)	68 (23.2)	59 (20.1)	64 (21.9)
その他の就業者	248 (100.0)	4 (1.6)	6 (2.4)	27 (10.9)	30 (12.1)	47 (19.0)	66 (26.6)	68 (27.4)
就業しないな	2,409 (100.0)	60 (2.5)	203 (8.4)	332 (13.8)	361 (15.0)	405 (16.8)	466 (19.3)	582 (24.2)

第12図 母親の就業状況別・児童の年令階層別構造(1)



第13図 母親の就業状況別・児童の年令階層別構造(2)



5. 児童の帰宅後、保護者などが帰宅するまでの時間

児童が帰宅してから後、どのくらいの時間がたってから保護者など（保護者またはこれに代わる者をいう。以下同じ。）が帰宅するかを小中学生のみについて調べてみたところ第77表の通りであった。これによると小中学生のうち7割近くの児童は帰宅時あるいは帰宅後30分以内に保護者などが帰宅しているが、他方児童が帰宅してから4時間以上も経なければ保護者が帰宅しないという児童の数も約5.3%程度あることが判った。これを市郡別にみた場合、市部に較べて郡部のほうが保護者などの帰宅時間がやや遅いようであるが、大差を認めるほどではない。

ところが昼間の養育担当者が誰であるかによって、保護者などの帰宅時間を調べてみると、第78表に示めすように、そこにはかなり大きな差異を認められる。すなわち第14図にも示めす通り、父親が養育担当者である児童では、児童の帰宅後保護者などが帰宅するまでに要する時間が1時間以内である児童は69.6%、3時間以上である児童は13%である。母親が養育担当者である場合で

は、1時間以内に保護者などが帰宅する児童は90.1%、3時間以上の児童は2.9%である。祖父母が養育担当者である場合では、1時間以内に保護者などが帰宅する児童は34.3%、3時間以上の児童は32.6%である。18才以上の兄姉が昼間養育担当者である場合では、1時間以内に保護者などが帰宅する児童は38.2%、3時間以上の児童は26.5%である。伯叔父母などの親せきが昼間教育を担当している場合では、1時間以内に保護者などが帰宅する児童は9.4%、3時間以上の児童は46.8%である。また昼間近所の大人にみてもらっている児童では、1時間以内に保護者などが帰宅する児童は11.5%、3時間以上の児童は65.5%である。さらに昼間子供を保育所に預けているという場合では、児童の帰宅後1時間以内に保護者などが帰宅する児童は60.1%で、3時間以上の児童は19.8%である。昼間養育担当者がその他の成年者である世帯では、74.1%までが1時間以内に保護者などが帰宅し、児童が帰宅してから3時間以上経なければ保護者などが帰宅しない世帯は11.1%である。昼間養育してくれる大人が誰もおらず、放任されている児童の場合は、児童の帰宅後1時間以内に保護者などが帰宅するという児童は6.3%、3時間以上も経なければ保護者が帰宅しない児童は42.5%に達している。

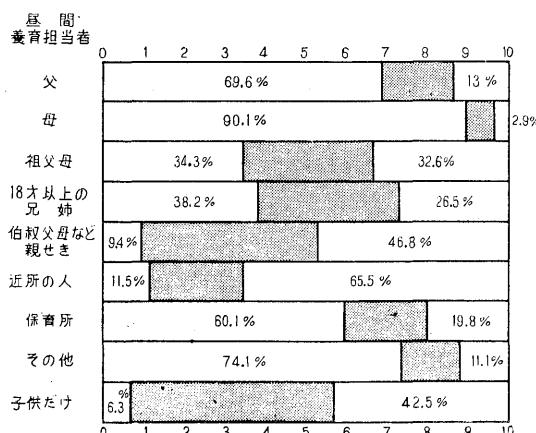
第77表 市郡別・児童の帰宅後・保護者等帰宅までの時間数別児童数

	総 数	30分 未満	30分～ 1時間 未 満	1～2時 間未満	2～3時 間未満	3～4時 間未満	4～5時 間未満	5時間 以上	不明
総 数	3,513 (100.0)	2,413 (68.7)	25 (0.7)	208 (5.9)	381 (10.9)	288 (8.2)	141 (4.0)	47 (1.3)	10 (0.3)
市 部	1,788 (100.0)	1,314 (73.5)	9 (0.5)	99 (5.5)	141 (7.9)	136 (7.6)	67 (3.8)	20 (1.1)	2 (0.1)
郡 部	1,725 (100.0)	1,099 (63.7)	16 (0.9)	109 (6.3)	240 (13.9)	152 (8.8)	74 (4.3)	27 (1.6)	8 (0.5)
神戸市	177 (100.0)	133 (75.2)	—	8 (4.5)	13 (7.3)	19 (10.7)	3 (1.7)	1 (0.6)	—

第78表 昼間養育担当者別・児童の帰宅後保護者等帰宅までの時間数別児童数

	総 数	30分未満	30分～1時間未満	1～2時間未満	2～3時間未満	3～4時間未満	4～5時間未満	5時間以上	不明
総 数	3,513 (100.0)	2,413 (68.7)	25 (0.7)	208 (5.9)	381 (10.9)	288 (8.2)	141 (4.0)	47 (1.3)	10 (0.3)
父	46 (100.0)	31 (67.4)	1 (2.2)	4 (8.7)	4 (8.7)	4 (8.7)	2 (4.3)	—	—
母	2,345 (100.0)	2,097 (89.4)	16 (0.7)	72 (3.1)	90 (3.8)	45 (1.9)	19 (0.8)	4 (0.2)	2 (0.1)
祖父母	654 (100.0)	221 (33.8)	3 (0.5)	67 (10.2)	146 (22.3)	126 (19.3)	64 (9.8)	23 (3.5)	4 (0.6)
18才以上の兄・姉	34 (100.0)	13 (38.2)	—	4 (11.8)	8 (23.5)	7 (20.6)	2 (5.9)	—	—
伯叔父母等の親せき	32 (100.0)	3 (9.4)	—	—	14 (43.8)	9 (28.1)	4 (12.5)	2 (6.2)	—
近所の人	26 (100.0)	3 (11.5)	—	3 (11.5)	3 (11.5)	9 (34.7)	8 (30.8)	—	—
保育所	15 (100.0)	9 (60.1)	—	—	3 (20.1)	1 (6.6)	1 (6.6)	1 (0.6)	—
その他	27 (100.0)	20 (74.1)	—	3 (11.1)	—	1 (3.7)	2 (7.4)	—	1 (3.7)
だれもいない18才未満の子供だけ	334 (100.0)	16 (4.8)	5 (1.5)	55 (16.5)	113 (33.8)	86 (25.7)	39 (11.7)	17 (5.1)	3 (0.9)

第14図 昼間養育担当別にみた保護者などの帰宅時間比較図

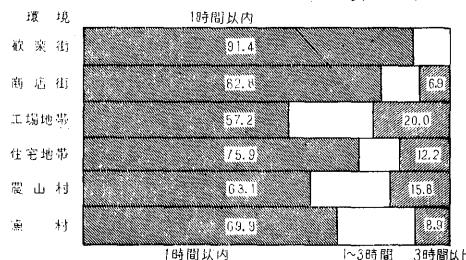


次に児童の帰宅後保護者などが帰宅するまでの時間を居住地の地域環境別に調べてみると、第79表および第15図に示す通りであった。これによると住居附近の環境が歓楽街である場合には、1時間以内で保護者などが帰宅する児童は91.4%にも及んでおり、商店街の場合には82.8%となっている。ところが工場地帯に居住している場合には57.2%の児童しか1時間以内に保護者などが帰宅していない。そして住宅地帯の場合には75.9%、農山村地帯では63.1%、漁村では69.9%の児童が1時間以内に保護者などの帰宅する児童である。第15図によっても解る通り、児童が帰宅してから保護者などが帰宅するまでに要する時間が3時間以上である児童は、住居環境が工場地帯の場合には20.0%、農山村の場合には15.8%、住宅地帯の場合には12.2%を占めている。

第79表 住宅附近の環境別・児童の帰宅後保護者帰宅までの時間数別児童数

	総 数	30分未満	30分～1時間未満	1～2時間未満	2～3時間未満	3～4時間未満	4～5時間未満	5時間以上	不明
総 数	3,513 (100.0)	2,413 (68.7)	25 (0.7)	208 (5.9)	381 (10.9)	288 (8.2)	141 (4.0)	47 (1.3)	10 (0.3)
歓 楽 街	23 (100.0)	21 (91.4)	—	1 (4.3)	1 (4.3)	—	—	—	—
商 店 街	262 (100.0)	217 (82.8)	—	13 (5.0)	14 (5.3)	13 (5.0)	4 (1.5)	1 (0.4)	—
工場地帯	35 (100.0)	20 (57.2)	—	4 (11.4)	4 (11.4)	5 (14.3)	2 (5.7)	—	—
住 宅 地 帯	1,225 (100.0)	927 (75.7)	3 (0.2)	56 (4.6)	86 (7.0)	90 (7.3)	41 (3.4)	18 (1.5)	4 (0.3)
農 山 村	1,855 (100.0)	1,149 (61.9)	22 (1.2)	130 (7.0)	256 (13.8)	174 (9.4)	91 (4.9)	27 (1.5)	6 (0.3)
漁 村	113 (100.0)	79 (69.9)	—	4 (3.5)	20 (17.7)	6 (5.3)	3 (2.7)	1 (0.9)	—

第19図 地域環境別にみた保護者等の帰宅時間比較図



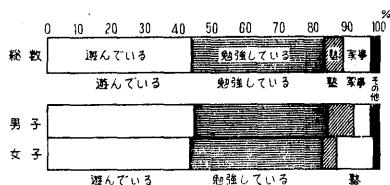
次に児童が帰宅してから保護者などが帰宅するまでの間、児童はその時間どのように使っているかを調べてみたところ、第80表および第16図の通りであった。これによると保護者などが帰宅するまで遊んでいる児童は43.8%、勉強している児童は39.7%、補習教育や塾などに通って校外教育を受けている児童は6.3%、家の仕事などをして働いている児童は8.1%、その他が2.1%である。これを男女別にみると、男の子は女の子よりも補習教育などを受けている比率が少し高いが、家事や家の仕事などをして働いている者の比率は女の子のほうがずっと高い。またこれを年令別に調べてみると、保護者などが帰宅するまでの時間を遊んで過ごしている比率は低学年ほど高率であり、6～8才の児童では71.2%、9～11才の児童では50.6%、12～14才の児童では27.8%、15～17才では24.7%と低下していく。ところがこれに反して勉強している児童や学習塾などへ通って校外教育を受けている児童は高学年になるにつれて増加し、6～8才では僅かに26.8%であるが、9～11才になると45.1%、12～14才になると54.8%、15～17才になると56.7%に遙増している。また保護者などが帰宅するまでの時間に家事や家の仕事をして働いている児童は、さすがに低学年では殆んど見受けられないが、中学生になると約1割5分程度の児童が家事をしながら保護者などの帰りを待っている。

第80表 児童の年令階層別・性別・保護者帰宅までの状況

		総 数	遊んでいる	勉強している	校外教育（補習教育等）を受けている	家の仕事その他の仕事をして働いている	その他
総 数	総数	1,144(100.0)	501(43.8)	454(39.7)	72 (6.3)	93 (8.1)	24(2.1)
	男	553(100.0)	246(44.5)	223(40.3)	41 (7.4)	29 (5.3)	14(2.5)
	女	591(100.0)	255(43.2)	231(39.1)	31 (5.2)	64(10.8)	10(1.7)
6～8才	総数	246(100.0)	175(71.2)	62(25.2)	4 (1.6)	—	5(2.0)
	男	114	84	24	2	—	4
	女	132	91	38	2	—	1

	総数	348(100.0)	176(50.6)	127(36.5)	30 (8.6)	6 (1.7)	9(2.6)
9~11才	男	160	78	59	19	1	3
	女	188	98	18	11	5	6
12~14才	総数	453(100.0)	126(27.8)	217(47.9)	31 (6.9)	73(16.1)	6(1.3)
	男	228	70	113	17	25	3
15~17才	女	225	56	104	14	48	3
	総数	97(100.0)	24(24.7)	48(49.5)	7 (7.2)	14(14.5)	4(4.1)
	男	51	14	27	3	3	4
	女	46	10	21	4	11	—

第15図 保護者等が帰宅するまでの状況



6. 児童の義務教育終了後の状況

児童が義務教育終了後どのような状況にあるかを調べてみると、第81表に示すように、新制中学校卒業後18才未満の該当児童 1,152人のうち、全日制高校へ進学した者は76.2%、定時制高校へ進学した者は 5.5%であるから、あわせて81.7%が進学していることになる。そして自営業に従事している者は僅かに1.3%、勤めに出ている者は 13.8%であった。これを世帯種別にみた場合、被保護世帯である児童は4人のうち3人までが全日制高校に進学している。このことは実に注目すべき現象で、今日ではもはや高等学校への進学が家庭の経済力によっては左右されない状況にまで普及し、能力ある者は誰でも高等学校へ進学できるようになってきたことを物語っている。また世帯類型によっても、高等学校への進学率はそれほど顕著な差は見られないが、ただ共かせぎ世帯にあ

っては他の世帯に較べて高校進学率がやや低く、勤めに出てる児童の比率がやや高くなっている。

第81表 世帯類型別・世帯種別・義務教育終了後の状況

		総 数	全 制 高 校	定 制 高 校	自 営 業 に 従 事	勤 め に 出 て いる	そ の 他
総 数	総 数	1,152(100.0)	878(76.2)	63 (5.5)	15 (1.3)	159(13.8)	37(3.2)
	生活保護世帯	4(100.0)	3(75.0)	—	—	1(25.0)	—
	その他の世帯	1,148(100.0)	875(76.2)	63 (5.5)	15 (1.3)	158(13.8)	37(3.2)
高齢者世帯	総 数	5(100.0)	4(80.0)	1(20.0)	—	—	—
	生活保護世帯	2	2	—	—	—	—
	その他の世帯	3	2	1	—	—	—
父子世帯	総 数	4(100.0)	3(75.0)	1(25.0)	—	—	—
	生活保護世帯	—	—	—	—	—	—
	その他の世帯	4	3	1	—	—	—
母子世帯	総 数	24(100.0)	20(83.4)	2 (8.3)	—	2 (8.3)	—
	生活保護世帯	—	—	—	—	—	—
	その他の世帯	24	20	2	—	2	—
共かせぎ世帯	総 数	569(100.0)	407(71.5)	34 (6.0)	10 (1.8)	93(16.3)	25(4.4)
	生活保護世帯	2	1	—	—	1	—
	その他の世帯	567	406	34	10	92	25
その他の世帯	総 数	550(100.0)	444(80.8)	25 (4.5)	5 (0.9)	64(11.6)	12(2.2)
	生活保護世帯	—	—	—	—	—	—
	その他の世帯	550	444	25	5	64	12

7. 児童の健全育成団体加入状況

6才以上18才未満の児童たちが児童の健全育成団体に加入している状況を調べてみると、第82表に示すように、児童の56.8%までがなんらかの団体に加入している。そのうちでも最も多くの子供が加入している団体は子供会であり、

全児童の49.5%を占めている。子供会以外の諸団体の加入は極く僅かで、ボーイ・スカウトやガール・スカウトに加入している子供が0.7%、少年団に加入している者が1.7%、青年団には3.2%、その他の諸団体に加入している児童は1.7%である。これを市郡別にみると、児童の健全育成団体に加入している児童の比率は農村部ほど高く、大都市になるほど低率である。とりわけ神戸市のような大都市では、僅かに全児童の11.9%しか団体に加入していない。なんばく子供会への加入率が僅かに4.0%という低率には意外な感を与えるに違いない。

第82表 福祉地区別・健全育成団体の加入状況

	総 数	子供会	ボーイ (ガール) スカウト	少年団	青年団	その他の 団体	加入して いない	不明
総 数	4,774 (100.0)	2,362 (49.5)	33 (0.7)	79 (1.7)	153 (3.2)	83 (1.7)	2,056 (43.1)	8 (0.1)
市 部	2,482 (100.0)	1,141 (46.0)	26 (1.0)	55 (2.2)	64 (2.6)	47 (1.9)	1,147 (46.2)	2 (0.1)
郡 部	2,292 (100.0)	1,221 (53.3)	7 (0.3)	24 (1.0)	89 (3.9)	36 (1.6)	909 (39.7)	6 (0.2)
神 戸 市	253 (100.0)	10 (4.0)	1 (0.4)	3 (1.2)	—	16 (6.3)	223 (88.1)	—

次に男女別からみた児童の健全育成団体への加入率については、両者の間に大差がない。ところが第83表に示すように年令階層別にみると顕著な特色が見受けられる。すなわち小学校の高学年に相当する9才以上11才までの小学生は75.4%までが健全育成団体に加入しているが、低学年では65.4%、中学生では66.2%の者が団体に加入している。ところが義務教育を終了する年令以上になると、健全育成団体への加入率は急激に低下し、僅かに29.5%にとどまっている。

第83表 児童の年令階層別・性別・健全育成団体の加入状況

		総 数	子供会	ボーイ (ガール) スカウト	少年団	青年団	その他の団体	加入してない	不 明
総 数	総数	4,774 (100.0)	2,362 (49.5)	33 (0.7)	79 (1.7)	153 (3.2)	83 (1.7)	2,056 (43.1)	8 (0.1)
	男	2,398 (100.0)	1,152 (48.6)	25 (1.0)	39 (1.6)	97 (4.1)	46 (1.9)	1,035 (43.2)	4 (0.2)
	女	2,376 (100.0)	1,210 (50.9)	8 (0.3)	40 (1.7)	56 (2.4)	37 (1.6)	1,021 (43.0)	4 (0.1)
6~8才	総数	875 (100.0)	563 (64.3)	— (0.5)	4 (0.5)	— (0.6)	5 (0.6)	297 (33.9)	6 (0.7)
	男	432	263	—	1	—	1	163	4
	女	443	300	—	3	—	4	134	2
9~11才	総数	1,106 (100.0)	800 (72.3)	9 (0.8)	16 (1.5)	1 (0.1)	8 (0.7)	271 (24.5)	1 (0.1)
	男	541	393	7	6	1	2	132	—
	女	565	407	2	10	—	6	139	1
12~14才	総数	1,310 (100.0)	786 (60.0)	11 (0.9)	42 (3.2)	3 (0.2)	25 (1.9)	442 (33.7)	1 (0.1)
	男	644	385	9	25	2	18	205	—
	女	666	401	2	17	1	7	237	1
15~17才	総数	1,483 (100.0)	213 (14.4)	13 (0.9)	17 (1.1)	149 (10.1)	45 (3.0)	1,046 (70.5)	—
	男	781	111	9	7	94	25	535	—
	女	702	102	4	10	55	20	511	—

8. 児童の異常習癖

児童たちの異常習癖について、6才以上の児童を対象に調べてみたところ、第84表に示すように 4,774人の児童のうち約2%の者は異常習癖があり、そのうち夜尿症の児童が0.3%、異食の傾向のある児童が1.2%、不眠症の傾向ある児童が0.1%、その他の異常習癖がある児童が0.3%である。性別による異常習癖はあまり顕著な特色を示していないが、異食の傾向は極く僅かながら男の子のほうが多い。年令別にみると夜尿症や異食の傾向は年令が増すにつれて次第に減少する。またこれを世帯別にみると第85表の通りで、共かせぎ世帯の児童はその他の一般世帯の児童に較べて、夜尿症や異食の習癖のある児童比

率がやや高いようである。

第84表 児童の年令階層別・性別・異常習癖の状況

	総 数	夜尿症	異 食	不 眠	その他の	な し	不 明
総 数	4,774 (100.0)	12 (0.3)	58 (1.2)	6 (0.1)	15 (0.3)	4,678 (98.0)	5 (0.1)
	男 (100.0)	2,398 (0.3)	8 (1.4)	3 (0.1)	8 (0.3)	2,342 (97.7)	4 (0.2)
	女 (100.0)	2,376 (0.2)	4 (1.1)	25 (0.1)	3 (0.3)	2,336 (98.3)	1 (0.0)
6~8才	総数 (100.0)	875 (0.8)	7 (1.7)	15 —	3 (0.4)	850 (97.1)	—
	男	432	4	13	—	414	—
	女	443	3	2	—	436	—
9~11才	総数 (100.0)	1,106 (0.3)	3 (1.5)	17 (0.2)	2 (0.5)	1,079 (97.5)	—
	男	541	2	9	2	526	—
	女	565	1	8	—	553	—
12~14才	総数 (100.0)	1,310 (0.2)	2 (1.3)	17 (0.2)	2 (0.3)	1,284 (97.9)	1 (0.1)
	男	644	2	9	—	631	—
	女	666	—	8	2	653	1
15~17才	総数 (100.0)	1,483 (0.6)	—	9 (0.1)	2 (0.2)	1,465 (98.8)	4 (0.3)
	男	781	—	2	1	771	4
	女	702	—	7	1	694	—

第85表 世帯類型別・異常習癖の状況

	総 数	夜尿症	異 食	不 眠	その他の	な し	不 明
総 数	4,774 (100.0)	12 (0.3)	58 (1.2)	6 (0.1)	15 (0.3)	4,678 (98.0)	5 (0.1)
高齢者世帯	14 (100.0)	—	—	—	—	14 (100.0)	—
父 子 世 帯	19 (100.0)	—	1 (5.3)	—	—	18 (94.7)	—
母 子 世 帯	99 (100.0)	—	—	—	1 (1.0)	98 (99.0)	—
共かせぎ世帯	2,525 (100.0)	11 (0.4)	38 (1.5)	3 (0.1)	11 (0.4)	2,461 (97.5)	1 (0.1)
その他の世帯	2,117 (100.0)	1 (0.1)	19 (0.9)	3 (0.1)	3 (0.1)	2,087 (98.6)	4 (0.2)

Sasabe, Taketoshi

Survey of the Life Environment of Home-Children in Hyogo

Résumé (Contents)

- I. Foreword
- II. Outline of Survey Project
- III. Outline of Survey Consequence
 - A. Conditions of Household having Children
 - B. Conditions of Rearling up in the Daytime
 -(the above was reported in the last issue.)
 - C. Conditions of Living Cost of Household
 -(the following is reported in this issue.)
 - D. Conditions of Mother
 - E. Conditions of Home-Children
 - F. The other(the following will be reported in the next issue.)
- IV. Consequence
 - * In the next issue, the outline of this survey will be reported as Résumé.